

川崎港港湾料率表

令和7年度



川崎市港湾局

は し が き

この料率表は、令和7年11月現在の川崎港において実施されている諸料金を、港湾法に基づき収録したものです。なお、現時点の情報に一部更新されている料金もございます。

本港利用者各位の業務においてお役立ていただければ幸いに存じます。

なお、本料率表を作成するにあたり、資料の提供をはじめとして御協力をいただいた各位には心より感謝を申し上げます。

川崎市港湾局

関係法規抜すい

港 湾 法

(業 務)

第34条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第12条及び第13条の規定を準用する。

(業 務)

第12条 港務局は次の業務を行う。

(13) 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

4 第1項第13号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第45条第1項若しくは第2項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第5項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

(港湾管理者以外の者の料金)

第45条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

6 前各項の規定は、その都度契約によって提供される施設又は役務については、適用しない。

第 1 章

港 湾 管 理 者 等 の 各 種 料 金

1. 川崎市港湾施設使用料等

(川崎市港湾施設条例・川崎市手数料条例)

令和7年4月1日施行

(1) 係船岸壁、棧橋及び物揚場使用料

ア 船舶（はしけを除く）

(ア) 係留12時間まで

総トン数1トンまでごとに 10円05銭

(イ) (ア)を超える係留時間

総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに
..... 6円70銭

イ 貨物

はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに
..... 13円40銭

※外航船（免税取引）は記載の額が使用料。内航船（課税取引）は記載の額が消費税を含む。

(2) 小型油槽船係留施設使用料

1月総トン数1トンまでごとに 84円

ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円

※消費税を含む。

(3) 上屋使用料

ア 初日から15日まで

1日1平方メートルにつき 1級上屋 17円
..... 2級上屋 16円

イ 16日から30日まで

1日1平方メートルにつき 1級上屋 34円
..... 2級上屋 32円

ウ 31日以後

1日1平方メートルにつき 1級上屋 68円
..... 2級上屋 64円

※消費税相当分として記載の額に100分の110を乗じて得た額を使用料とする。

(4) 倉庫用地使用料

1月1平方メートルにつき 170円

※非課税。

(5) 荷さばき地使用料

ア 一般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルにつき 1級荷さばき地 9円
..... 2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルにつき 1級荷さばき地 18円
..... 2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルにつき 1級荷さばき地 270円
..... 2級荷さばき地 180円

※消費税を含む。

(6) ふ頭用地使用料

種 別		使 用 料		
		単 位	金 額	
電 柱	第1種電柱	1本1月までごとに	280円	
	第2種電柱		440円	
	第3種電柱		590円	
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月までごとに	250円	
	第2種電話柱		410円	
	第3種電話柱		560円	
その他の柱類		1本1月までごとに	25円	
共 架 電 線	電柱に共架する場合	共架柱 1本1月までごとに	290円	
	電話柱に共架する場合		310円	
公衆電話所		1個1月までごとに	510円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月までごとに	210円	
送 電 塔		1月1平方メートルにつき	510円	
特別高圧架空送電線		1月1メートルにつき	9円	
地 下 埋 設 物	埋設管その他 これに類するもの	1月1メートルにつき	外径0.07メートル未満のもの	20円
			外径0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	29円
			外径0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	43円
			外径0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	57円
			外径0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	86円
			外径0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	110円
			外径0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	140円
			外径0.7メートル以上 1メートル未満のもの	230円
			外径1メートル以上のもの	490円
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	490円

(つづき) 種 別			使 用 料	
			単 位	金 額
架空 工 作 物	架空管その他 これに類するもの	外径0.4メートル未満 のもの	1月1メートルにつき	230円
		外径0.4メートル以上 のもの		570円
	支 持 物		1月1平方メートルにつき	570円
	その他のもの			570円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による 鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルにつき	510円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルにつき	980円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルにつき	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルにつき	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルにつき	290円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける 露店、商品置場その他これらに類する施設			1日1平方メートルにつき	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける 旗ざお			1本1日までごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける 幕			1日1平方メートルにつき	98円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

※非課税。ただし、使用期間が1月に満たないものについては、記載の額が消費税を含む。

(7) 船舶に対する給水に係る使用料または手数料

ア 自動給水器（船舶給水設備使用料）

1立方メートルにつき 400円

※消費税を含む。

イ 岸壁給水器（船舶給水設備使用料）及び運搬給水（船舶に対する運搬給水手数料）

(ア) 給水量が30立方メートル以下である場合 25,560円

(イ) 給水量が30立方メートルを超える場合

25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに
852円を加えた額

※外航船（免税取引）は記載の額が使用料。内航船（課税取引）は記載の額が消費税を含む。

(8) 事務所附帯施設使用料

荷役機械置場

1月1平方メートルにつき 350円

※消費税相当分として記載の額に100分の110を乗じて得た額を使用料とする。

(9) 船客待合所使用料

1月1平方メートルにつき 500円

※消費税を含む。

(10) 港湾環境整備施設使用料

種 別		単 位	金 額 ※消費税を含む	
行商、募金その他これらに類する行為		1日	1,010円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日	5,090円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1日	10,180円	
興行		1日1平方メートルにつき	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
			2時間以上 4時間未満	500円
			4時間以上 8時間未満	1,010円
			8時間以上	1,520円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	1,270円
			4時間以上 8時間未満	2,540円
			8時間以上	3,810円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円

(つづき) 種 別	単 位	金 額 ※消費税を含む
照明施設	1基1回1時間までごとに	1,520円
バーベキュー施設	かまどなし	500円
	かまど付き	1,010円

備考

ア 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさ（※1）のものをいう。

イ バーベキュー施設の1回の利用時間（※2）は、規則で定める。

ウ バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、規定使用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

※1 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上

※2 バーベキュー施設の1回の利用時間

9月～6月 10時～16時

7月及び8月 10時～15時又は16時～20時の2部制。

(11) 駐車施設使用料

	種 別	単 位	金 額 ※消費税を含む
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円
	大型自動車	1日1台1回	1,200円
定期利用	普通自動車	1月1台	5,000円

備考 普通自動車及び大型自動車の区分は、(10) 港湾環境整備施設使用料の区分と同じ

2. 川崎港コンテナターミナルの料金

横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 TEL 044(589)5919

令和6年11月1日時点

※各利用料（（1）の一部を除く。）について、消費税相当分として100分の110を乗じて得た額を利用料とする。

（1）川崎港コンテナターミナル係船岸壁利用料

ア 船舶

（ア）係留12時間まで

総トン数1トンまでごとに 10円05銭

（イ）（ア）を超える係留時間

総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに
..... 6円70銭

イ 貨物

はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに
..... 13円40銭

※1 トン数で1トン未満の端数は、その端数トン数を切り上げる。

※2 利用料の計算で円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

※3 外航船（免税取引）は記載の額が利用料。内航船（課税取引）は上記により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とし、円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

※4 川崎港コンテナターミナル係船岸壁は、川崎港臨港倉庫埠頭株式会社の料金。

（2）荷さばき地利用料

ア 一般利用

（ア）初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円
..... 2級荷さばき地 6円

（イ）16日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円
..... 2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円
..... 2級荷さばき地 180円

(3) ふ頭用地利用料

ア	工事のための一時作業所又は工所用材料置場	
	1月1平方メートルごとに	170円
イ	港湾貨物の一時置場	
	1月1平方メートルごとに	120円
ウ	事務所及びその附帯施設	
	1月1平方メートルごとに	290円
エ	その他のもの	
	前各項類似の項目に準じて市長が定める額	

(4) 事務所利用料

	1月1平方メートルまでごとに	3,000円
--	----------------	--------

(5) 事務所附帯施設利用料

ア	荷役機械置場	
	1月1平方メートルまでごとに	350円
イ	ゲート関連施設	
	1月1平方メートルまでごとに	1,700円
ウ	メンテナンスショップ	
	1月1平方メートルまでごとに	1,400円
エ	シャーシー置場	
	1月1区画	15,000円
オ	洗浄場	
	1月1平方メートルまでごとに	180円
カ	給油施設	
	1月1リットルまでごとに	10円

(6) 駐車施設利用料

ア	普通自動車	
	1月1台	5,000円
イ	トラクターヘッド	
	1月1台	13,000円
ウ	シャーシー	
	1月1台	15,000円

(7) 軌道走行式荷役機械利用料

ア	ガントリークレーン		
	1台30分までごとに	43,500円
イ	トランスファークレーン		
	1台30分までごとに	2,800円

(8) 電気施設利用料

ア	冷凍用コンセント		
	1個1時間までごとに	70円
イ	動力用コンセント		
	1個1時間までごとに	223円

※各施設のインセンティブについては、お問い合わせください。

3. 川崎市入港料

(川崎市入港料条例)

平成12年4月1日施行

第3条 入港料は、入港した船舶の運航者から徴収する。

2 入港料の額は、入港1回につき総トン数1トンまでごとに2円70銭とする。

ただし、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船舶は2分の1を減じた額とする。

3 入港回数が1日2回以上となった船舶に係る入港回数は、1回とする。

4 入港回数が1月11回(入港回数が1日2回以上ある場合は、1回として計算する。)以上となった船舶に係る入港回数は、10回とする。

※外航船(免税取引)は記載の額が入港料。内航船(課税取引)は記載の額が消費税を含む。

4. 港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料

(川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例)

令和7年4月1日施行

1 港湾区域内の水域の占用料

占用の目的	料金(1月1平方メートルにつき)
架空横過電線	月額 10円
係留施設その他の工作物等	月額 47円

※非課税。ただし占用期間が1月に満たないものについては、消費税相当分として記載の額に100分の110を乗じて得た額を占用料とする。

2 土砂採取料

1立方メートルまでごとに 193円

※消費税を含む

5. 海岸保全区域占用料

(川崎市海岸保全区域占用料徴収条例)

平成12年4月1日施行

占用の目的	単位	占用料
係留施設、橋りょう、荷役機械 その他これらに類するもの	1月1平方メートルまでごとに	150円
地下埋設管及び架空管 その他これらに類するもの	1月1メートルまでごとに	170円
作業場、塀 その他これらに類する工作物	1月1平方メートルまでごとに	65円
電柱(支柱及び支線柱を含む。) その他これに類するもの	1月1本につき	120円
広告物その他これに類するもの	1月1平方メートルまでごとに	220円
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める	

※非課税。ただし、占用期間が1月に満たないものについては、記載の額が消費税を含む。

6. 港湾厚生施設等利用料金

(川崎市港湾振興会館条例)

令和7年4月1日施行

(1) 川崎市港湾振興会館施設利用料金

ア 港湾事務室利用料金

単 位	金 額
1月1平方メートルにつき	3,050円

イ 会議室及び研修室利用料金

種 別	金 額					
	午 前	午 後	夜 間	全 日		
	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		
会 議 室	第1会議室	17,110円	27,090円	27,090円	71,290円	
	第2会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円	
	第3会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円	
	第4会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円	
	第5会議室	3,460円	5,390円	5,390円	14,240円	
	第6会議室	3,460円	5,390円	5,390円	14,240円	
	第7会議室	4,680円	7,330円	7,330円	19,340円	
	和室	1,220円	1,830円	1,830円	4,880円	
研	区画しない場合	3,040円	5,080円	5,080円	13,200円	
修 室	区画する 場合	第1研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円
		第2研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分会を越えて利用する場合の利用料の額は、その越えて利用する時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利

用料は、無料とする。

ウ 体育室利用料

(1) 専用利用

区 分		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	0時30分～ 4時30分	5時～9時	9時～9時	
営利を 目的と しない 場合	アマチュアスポーツに 利用する場合	3,050円	4,580円	7,630円	15,260円	
	その他 の利用 の場合	対価の支払を 受けないで催 しを行う場合	6,110円	9,160円	15,270円	30,540円
		対価の支払を 受けて催しを 行う場合	12,220円	18,330円	30,550円	61,100円
営利を目的とする場合		30,550円	45,830円	76,380円	152,760円	

備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

(2) 個人利用

区 分	金 額	
	昼 間	夜 間
	9時～4時	5時～9時
15歳以上の者(中学生を除く。)	200円	200円
15歳未満の者(学齢に達しない者を除く。)及び15歳以上の中学生	100円	100円

備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。

エ 展望室入場料

区 分	金 額	
	個 人	団体(30人以上をいう。)
15歳以上の者(中学生を除く。)	300円	1人につき 270円
15歳未満の者(学齢に達しない者 を除く。)及び15歳以上の中学生	150円	1人につき 130円

備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。

※ 指定管理者の設定料金により、上記展望室入場料は無料。

オ テニスコート及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
テニスコート	1面1回（1時間以内）	610円
テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	810円

カ ビーチバレー場及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
ビーチバレー場	1面1回（1時間以内）	610円
ビーチバレー場照明施設	1面1回（1時間以内）	810円

備考 1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の4倍に相当する額とする。

2 川崎市港湾振興会館条例（平成3年川崎市条例第34号）第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

キ 駐車場利用料

種 別	区 分		金 額
普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	200円
		3時間以上5時間未満	400円
		5時間以上	600円
大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円
		3時間以上5時間未満	800円
		5時間以上	1,200円
回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円
	6,000円に相当する利用分		5,000円
定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円

備考 1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)別表第2備考第1項に定めるところ(※)による。

2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。

※ 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
 大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上

7. 港湾福利厚生施設使用料

(1) 川崎海員会館 TEL 044(233)5896 FAX044(244)8881

施設運営者：(一財)日本船員厚生協会

所在地：川崎市川崎区大島2丁目11番5号

ア 宿泊料

区分	本館	新館	備考
1室使用料	1人	4,610円～	本館 宿泊室28室 (和室6畳)
	2人	8,140円～	
	3人	9,960円～	

イ 食事料

朝食	750円	夕食	1,350円
----	------	----	--------

ウ 駐車料

1泊	1,100円
----	--------

備考： 宿泊料及び夕食料金を当日15時以降キャンセルした場合は、原則として100%徴収する。

(2) 川崎港湾労働者桜本寮 TEL 044(288)5915

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区桜本一丁目2番29号

ア 寮費

1室	1か月	50,000円
----	-----	---------

(3) 川崎港湾福利厚生協会千鳥センター TEL 044(266)3324

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区千鳥町20番2号

ア 会議室使用料

1,100円/回

(4) 川崎港湾福利厚生協会東扇島センター（マリンプラザ） TEL 044(287)0024

施設運営者：一般財団法人 川崎港湾福利厚生協会

所在地：川崎市川崎区東扇島78番地1

ア 会議室使用料

3,300円/回

第 2 章

業 界 の 各 種 料 金

1. 水 先 料 金
東京湾水先区水先人会 TEL 045(650)3180

平成29年4月1日実施

1 水先料の額は、別表の水先料の額の100分の110に相当する額とする (単位 円)

別表

水先をする船舶の運行区分	水先料の額 (単位 円)			多層甲板船の場合	えい航される船舶の場合	日没から日出までの間において水先をする場合
	日出から日没までの間において水先をする場合					
	えい航される船舶以外の船舶の場合					
	船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの(以下「多層甲板船」という。)以外の船舶の場合					
※詳細は、レイアウトの都合上一部省略して記載していません。全文については、東京湾水先区水先人会までお問合せ下さい。	基本額①	基本額②	加算額	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合	総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合	日没から日出までの間において水先をする場合
	(A) 浦賀水道関係				満たないものは30	
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	84,953	47,464	1,836	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
東京湾入口と京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近との間の航行	66,804	29,315	1,156	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
東京湾入口と千葉港の境界付近との間の航行	89,490	52,001	2,006	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
東京湾入口から木更津港の境界付近への航行	65,953	28,464	1,422	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
木更津港の境界付近から東京湾入口への航行	76,824	39,335	1,530	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
東京湾入口と横須賀港の境界付近との間の航行	57,730	20,241	816	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
(B) 東京湾シフト関係				30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	48,655	11,166	426	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	56,878	19,390	782	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	59,620	22,131	884	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	63,212	25,723	1,020	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	47,804	10,315	442	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
千葉港の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	64,157	26,668	1,054	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	72,286	34,798	1,360	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
横須賀港の境界付近と京浜港川崎区又は同港横浜区との境界付近との間の航行	52,342	14,853	612	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
横須賀港の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	80,416	42,927	1,666	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
横須賀港の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	53,192	15,703	646	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行				30	水先の距離1海里ごとに、1,810円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
(C) 港内				30	水先の距離1海里ごとに、68円の料率によって計算した額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	41,781	32,327	1,230	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港東京区内における転びょう	38,076	28,622	1,090	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
京浜港川崎区第2区若しくは横浜区(第4区及び第5区を除く。)への入港(川崎区第1区又は横浜区第4区若しくは第5区から転びょうのため川崎区第2区又は横浜区(第4区及び第5区を除く。)へ入る場合を含む。)又は、同出港(横浜区第3区(北西水域に限る。)への入港(川崎区第1区又は横浜区第4区若しくは第5区からの転びょうのため横浜区第3区(北西水域に限る。)へ入る場合も含む。)又は同出港を除く。)	34,472	26,991	1,030	30	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルに相当する額の範囲内で加算額を加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料に加えた額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額

(つづき)水先をする船舶の運行区分	水先料の額 (単位 円)			日没から日出までの間において水先をする場合	日没から日出までの間において水先をする場合	
	日出から日没までの間において水先をする場合					
	えい航される船舶以外の船舶の場合					
	船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの(以下「多層甲板船」という。)以外の船舶の場合					
総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合		総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合	多層甲板船の場合	えい航される船舶の場合	日没から日出までの間において水先をする場合	
基本額①	基本額②	加算額				
京浜港横浜区第3区(北西水域に限る。)への入港(川崎区第1区又は横浜区第4区若しくは第5区からの転びょうのため横浜区第3区(北西水域に限る。)へ入る場合を含む。)又は同出港	48,119	40,638	ルト1 1,540	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ		う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額
京浜港川崎区第1区若しくは横浜区第4区への入港(川崎区第2区から又は横浜区第4区以外の各区から転びょうのため川崎区第1区又は横浜区第4区へ入る場合を含む。)又は同出港	48,119	40,638	ルト1 1,540	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ		う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)への入港(川崎区、横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びょうのため横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)へ入る場合を含む。)又は同出港	40,008	32,527	ルト1メチ 1,236	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)への入港(川崎区、横浜区第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びょうのため横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)へ入る場合を含む。)又は同出港	34,472	26,991	を ⁰ るす 1,030	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港川崎区第2区及び横浜区(第3区(北西水域に限る。)及び第4区を除く。)内における転びょう(横浜区第5区に係るものを除く。)	34,472	26,991	を ⁰ るす 1,030	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港川崎区第1区及び横浜区第4区内における転びょう(横浜区第3区(北西水域に限る。)に係る川崎区第2区及び横浜区(第4区及び第5区を除く。)内における転びょうを含む。)	45,543	38,062	1,442	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)に係る横浜区第5区(小柴埼水域を除く。)内における転びょう。	40,008	32,527	1,236	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)内における転びょう。	34,472	26,991	1,030	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
京浜港横浜区第5区(小柴埼水域に限る。)のシーバースへの着船又は同発船	64,724	27,235	料本基 1,070	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
千葉港(第4区を除く。)への入港又は同港(第4区を除く。)からの出港。	39,721	32,240	ルト1メチ 1,225	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
千葉港第4区への入港又は同港第4区からの出港	36,190	28,709	1,095	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
千葉港内における転びょう	34,472	26,991	1,030	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
木更津港への入港又は同港からの出港	67,466	29,977	1,172	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
木更津港内における転びょう	64,724	27,235	1,070	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
横須賀港への入港又は同港からの出港	64,724	27,235	1,070	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	
横須賀港内における転びょう	64,724	27,235	1,070	メ 総 ト ン 数 千 ト ン に 満 た な い も の は 3 0 セ ン チ	う 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 に 加 え た 額	

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点(以下「水先を始めた時」という。)から当該船舶を導く行為を終了する時点(以下「水先を終わる時」という。)までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- この表における喫水は、水先を始めたときから水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。

3 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{ (3.5/1,000) \times L^3 - T \times 1.2 \} / 1,000$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ（メートル）の値

Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

4 この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数1万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数1万トン未満の船舶に適用する。

2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定に関わらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の110に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1	試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき 別表に定める転びように係る水先料の額
			水先をする時間が2時間を超えるとき 別表に定める転びように係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びように係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額
2	入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合	別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額	
3	水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合	別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額	

3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は、国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送のように供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運行事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの

② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先

4 2人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表3の割増額を除く。）からその100分の25に相当する額を減じた額とする。

5 水先法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第19条の4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における1日の航海の回数が1年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均1回上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表3の割増額を除く。）からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに

5, 400円の100分の110に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分ごとに5, 400円）を加えた額とする。

7 研修中の水先人と共同で水先をする場合又は自らが研修中の水先人として他の水先人と共同で水先をする場合における水先料の額は、前各項（第4項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額から100分の50に相当する額を減じた額とする。

2. 曳船料金

1) 営業者：株式会社新日本海洋社 TEL 045 (212) 4051

1 基本料金

令和7年5月1日改訂

1 時間 当 り 料 金		08:00-17:00	
基 本 料 金	特 別 割 引 料 金		
	15,000G/T未満	5,000G/T未満	
121,600円	84,000円	79,000円	

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は、本船G/Tに関係なく基本料金を適用する。

尚、料金に関しては、取引条件に応じて個別にご相談下さい。

2 料金計算方法

イ. 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは曳船が基点（注積）から作業場所まで往復するに要する時間を含むものとする。

ロ. 最初の1時間を超過した30分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。

ハ. 曳船出動後の作業取消しは、総額の20%引とする。

注積 曳船の基点は、山下ふ頭 5 号（概位 35° 26.9' N、139° 39.7' E）とする。

3 各種割増料金

(A) 時間外割増料金	イ 平日時間外	05:00～08:00	基本料金の	80%増
		17:00～23:00	基本料金の	80%増
		23:00～05:00	基本料金の	100%増
	ロ 日曜、祝日、特定休日	05:00～23:00	基本料金の	80%増
		23:00～05:00	基本料金の	100%増
		特定休日…年末年始（12月31日～1月3日） 日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日以降の国民の祝日でない日を休日とする。		
(B) 荒天作業割増料金	海上風速15m/s以上の場合		基本料金の	30%増
(気象台表示風速の3割増を海上風速とする。)				
(C) 特殊地域作業割増料金	イ 小柴崎地域の作業	基本料金の		50%増
	ロ 第一、第二、海堡及び東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業 (但し、東京港、千葉港及び横須賀港における本船離接岸作業を含まず)	基本料金の		100%増

(D) 特殊割増料金	イ	港域内海難救助作業	基本料金の	50%増
		港域外海難救助作業	基本料金の	100%以上増
	ロ	消火作業割増		
		消火作業を行った時間に対して (尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。)	基本料金の	50%増
	ハ	危険作業割増 (爆破物積載船、タンカー及びLPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれのある場合)	基本料金の	100%増
(E) 上記以外の特種作業のある場合は、その都度実作業の実態に即応し船会社又は代理店と協議の上決定する。				

(F) バンカーサーチャージ (B A F)

イ B A Fはすべての船型に適用する。

ロ B A FはR I M価格を基準とする。(リム情報開発株式会社が算定する東京湾A重油海上バーゲスポット価格です。R I M価格はリム情報開発株式会社の登録商標です。)

ハ 見直し方法

(1) B A Fの見直しは3ヶ月間毎に行う。

(2) B A F算定の燃料油価格 (A重油) はR I M価格 (1KL当たり) とし、算定期間は、見直し月の前月を除く3ヶ月間の平均価格とする。

(3) B A Fの見直し実施は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。

一時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。

(4) B A Fタリフ

A重油R I M価格 (KL当たり)	1時間当たりの調整金	その後30分毎に
40,000円未満	適用せず	
40,000円～59,999円	5,000円	2,500円
60,000円～79,999円	7,500円	3,750円
80,000円～99,999円	10,000円	5,000円
100,000～119,999円	12,500円	6,250円
120,000～139,999円	15,000円	7,500円
140,000～159,999円	17,500円	8,750円
160,000円～	以降A重油R I M価格が 20,000円上昇毎に 調整料金を2,500円加算上昇	1時間当たりの調整金の半額

4 曳船料金の変更

曳船料金の内容に変更がある場合は、その内容について、実施の2か月前までにホームページ (<https://www.snkaiyosha.co.jp/>) にて通知する。

2) 営業者：東京汽船株式会社 TEL 045(671)7731

1 基本料金

令和7年5月1日改定

使用時間1時間当り料金		08:00-17:00	
基本料金	特別割引料金		
	15,000G/T未満	5,000G/T未満	
121,600円	84,000円	79,000円	

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船G/Tに関係なく基本料金を適用する。

2 料金計算方法

- イ. 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは基地発～基地着とし、回航時間、スタンバイ、作業時間を含む。
- ロ. 最初の1時間を超過した30分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ. 曳船出動後の作業取消しは、総額の20%引とする。尚、長期間・長時間を要する作業等における料金につきましては、御相談に応じさせていただきます。

3 各種割増料金

(A) 時間外割増料金	イ 平日・土曜時間外	05:00～08:00	基本料金の	80%増
		17:00～23:00	基本料金の	80%増
		23:00～05:00	基本料金の	100%増
	ロ 日曜、祝日	05:00～23:00	基本料金の	80%増
	特定休日割増	23:00～05:00	基本料金の	100%増
	特定休日…年末年始（12月31日～1月3日）			
	日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日を休日とする。			
(B) 荒天作業割増料金	海上風速15m/s以上の場合		基本料金の	30%増
	(気象台表示風速の3割増を海上風速とする。)			
(C) 特殊地域作業割増料金	第一、第二海堡及び東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業			
	(但し、東京港、千葉港及び横須賀港における本船離接岸作業を含まず)			
			基本料金の	100%増

(D) 特殊割増料金	イ	港域内海難救助作業	基本料金の	50%増
		港域外海難救助作業	基本料金の	100%以上増
	ロ	消火作業		
		消火作業を行った時間に対して (尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。)	基本料金の	50%増
	ハ	危険作業	基本料金の	100%増
		(爆破物積載船、タンカー及びLPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれのある場合)		
(E) 上記以外の特殊作業のある場合は、その都度実作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上決定する。				

(F) 燃料油価格調整料金

イ. 調整金の見直し実施は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。

1時間当たりの調整金は、実施月から3ヵ月間は固定料金とする。

ロ. 見直しの基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った3ヶ月間それぞれにおける月間平均値を単純平均したものとす。

ハ. 燃料油価格とはリム価格（リム情報開発㈱が算定する京浜地区0.5%A重油市況価格）を指す。

ニ. 燃料油価格調整金は、イ.の料金計算方法と同様の方法で計算し、曳船料金に付加する。

ホ. BAFタリフ表

燃料油価格（kL当たり）	1時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
40,000円未満	0円	0円
40,000円～59,999円	5,000円	2,500円
60,000円～79,999円	7,500円	3,750円
80,000円～99,999円	10,000円	5,000円
100,000～119,999円	12,500円	6,250円
120,000～139,999円	15,000円	7,500円
140,000～159,999円	17,500円	8,750円
160,000円～	燃料油価格2万円上昇毎に調整金を2,500円加算	1時間毎の半額

1 作業料金

1 時間 当り 料金		08:00-17:00	
基本料金	特別割引料金		
15,000G/T以上	15,000G/T未満	5,000G/T未満	
122,040円	81,240円	76,200円	

但し、荒天作業、海難防止作業（デッドシップ状態等）、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船G/Tに関係なく本船15,000G/T以上の基本料金を適用します。

なお、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

2 料金計算方法

- イ. 料金計算方法は使用時間により計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ. 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ. 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ. 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

3 各種割増料金

(A) 時間外割増料金	イ 平日 早朝	05:00~08:00	基本料金の	100%増
	夜間	17:00~23:00	基本料金の	100%増
	深夜	23:00~05:00	基本料金の	100%増
	ロ 土曜、日曜、休日及び特定休日	終日	基本料金の	100%増
	(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。 <u>特定休日とは、年末年始（12月31日、1月1日、1月2日、1月3日）。</u>			
(B) 荒天作業割増料金	海上風速15m/S以上の場合 (気象台表示風速の3割増を海上風速とする。)		基本料金の	30%増
(C) 特殊地域作業割増料金	イ 小柴崎地域の作業		基本料金の	50%増
	ロ 第一、第二、第三、海堡及び東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業 (但し東京港、千葉港及び横須賀港に於ける本船離岸着作業を除く)		基本料金の	100%増

(D) 特殊作業割増料金	イ	港域内海難救助作業	基本料金の	50%増
		港域外海難救助作業	基本料金の	100%以上増
	ロ	消火作業		
		消火作業を行った時間に対して (なお、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。)	基本料金の	50%増
	ハ	危険作業 (爆発物積載船、タンカー船、LNG船及びLPG船等の船舶において海難が発生し、爆発のおそれがある場合)	基本料金の	100%増
(E) 上記以外の特殊作業のある場合は、実作業の実態に即応し船会社又は代理店と協議の上、その都度決定する。				

(F) 燃料油価格調整料金 (BAF)

燃料油価格調整料金表 (BAF) (適用：横浜港・川崎港・千葉港)	
A重油海上リム価格 キロリットル当たり	1時間当たりの調整料金
40,000円未満	適用せず
40,000円～59,999円	5,000円
60,000円～79,999円	7,500円
80,000円～120,000円	10,000円
120,001円～140,000円	12,500円
140,001円～160,000円	15,000円
160,001円～	以降、A重油2万円上昇毎に調整料金を2,500円加算

- 注1) このBAFは、全ての船型(総トン数)に適用する。
- 注2) 最初の1時間未満は、1時間として計算する。1時間を超過した場合は、30分毎に調整料金の半額を加算する。(現行の曳船作業基本料金の計算方法と同じ)
- 注3) このBAFは、早朝、夜間、深夜、日曜、休日、特定休日(年末年始)等の割増し料金の対象とはしない。
- 注4) このBAFは免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。
- 注5) このBAFの見直し実施は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。1時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。
- 注6) 見直しの基準とするA重油海上リム価格は、見直し実施月の前々月から遡った3ヶ月間の月間平均値を採用し、これにより適用する調整料金を確定する。
- 注7) A重油海上リム価格(上記注6:3ヶ月間の中値月間平均値)が40,000円/キロリットルを下回った場合には、このBAFは適用しない。
- 注8) 海上リム価格は、リム情報開発株式会社の登録商標です。

3. 私設岸壁使用料金

埠頭名称	バース名称	料 金	備 考
東洋埠頭株式会社 TEL 044(333)3521 平成6年12月1日実施	石炭岸壁	1 G/Tにつき23円50銭	24時間計算
	雑貨岸壁	1 G/Tにつき17円00銭	24時間計算
三井埠頭株式会社 TEL 044(333)5311 平成6年12月1日実施	石炭岸壁	1 G/Tにつき23円50銭	24時間計算
	南岸壁	1 G/Tにつき23円50銭	24時間計算
	セメントドルフィン	1 G/Tにつき17円00銭	24時間計算
日清製粉株式会社 鶴見工場 TEL 044(366)5321 平成6年12月1日実施	本船岸壁	1 G/Tにつき23円50銭	24時間計算

4. けい船・離船作業料金

- 1) 営業者：三田港運株式会社 TEL 044 (288) 2951 FAX 044 (276) 4485
 営業範囲：公共ふ頭

1 基本料金（08：31～16：30）

令和4年10月1日実施

船舶の総屯数	けい船料	離船料	けい離船合計料金
1,000 以下	9,500 円	7,100 円	16,600 円
1,001 ～ 2,000	11,800 円	9,400 円	21,200 円
2,001 ～ 3,000	13,600 円	11,200 円	24,800 円
3,001 ～ 5,000	15,200 円	12,400 円	27,600 円
5,001 ～ 10,000	21,100 円	17,100 円	38,200 円
10,001 ～ 20,000	27,100 円	21,500 円	48,600 円
20,001 ～ 30,000	27,600 円	22,300 円	49,900 円
30,001 ～ 40,000	30,900 円	24,700 円	55,600 円
40,001 ～ 50,000	33,700 円	28,800 円	62,500 円
50,001 ～ 60,000	37,900 円	31,400 円	69,300 円
60,001 ～ 70,000	40,800 円	34,400 円	75,200 円

- 備考 1 総屯数70,001屯以上の船舶は10,000屯又はその端数を増す毎に2,900円を加算する。
 2 本船側の都合で特に多数の作業員を要求された場合はその人員数により港運料金表に記載のエキストラレバー料金に基づき両者協議のうえ料金を決定する。

2 割増料金

(1) 時間外割増

16：31 ～ 22：00	基本料金の	6割増
22：01 ～ 6：00	〃	11割増
6：01 ～ 8：30	〃	7割増

(2) 休日割増

日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)の作業は基本料金の10割増を申し受ける。

(3) 雨雪割増

降雨降雪時の作業は基本料金の3割増を申し受ける。

(4) シフト割増

同一ふ頭内においてシフトを行う場合岸壁上を作業員により75米以上けい留索を移動するときはけい船基本料金の6割増を申し受ける。

3 作業持ち料金

(1) けい船の場合

指定時刻より起算して1時間以上作業待ちした場合は、その後の作業待ち時間に対し1時間またはその端数を増す毎に基本料金の3割増を申し受ける。

(2) 離船の場合

指定時刻より起算して30分以上現場で作業待ちするも離船作業にかかれなない場合はその後の作業待ち時間に対し30分またはその端数を増す毎に基本料金の3割増を申し受ける。

4 手配解除料金

下記手配時刻を過ぎて作業を取り消した場合は基本料金（取消し決定時が時間外に及ぶ場合は時間外割増を加えた額）の5割を申し受ける。

(イ) 平日の場合

当日の18時30分以降翌朝8時30分までの入出港船についてはその日の16時までとする。

(ロ) 休日の場合

前日の16時までとする。

2) 業者：川崎ポートサービス株式会社 TEL 044(266)6161

営業範囲：川崎港全域

1 網取・網放ボート作業料

(1) ドルフィンバース

① 基本料金

令和8年4月1日実施

屯数別	網取料	割増60%料金	網放料	割増60%料金
1,000トン未満	13,600 円	8,160 円	9,400 円	5,640 円
3,000 "	15,800 円	9,480 円	10,900 円	6,540 円
5,000 "	17,700 円	10,620 円	12,000 円	7,200 円
10,000 "	23,000 円	13,800 円	16,700 円	10,020 円
15,000 "	32,600 円	19,560 円	20,100 円	12,060 円
20,000 "	42,800 円	25,680 円	27,800 円	16,680 円
30,000 "	47,900 円	28,740 円	32,500 円	19,500 円
40,000 "	53,500 円	32,100 円	34,200 円	20,520 円
50,000 "	57,000 円	34,200 円	35,300 円	21,180 円
60,000 "	59,200 円	35,520 円	36,300 円	21,780 円
70,000 "	60,000 円	36,000 円	37,300 円	22,380 円

※70,000トン以上は10,000トン増すごとに4,500円加算

※消費税は含まれておりません。

② 割増料金

ア 時間外割増

06:00 ~ 08:30	基本料金の 6割
16:30 ~ 22:00	〃 6割
22:00 ~ 06:00	〃 10割

イ 休日割増

日曜日、国民の祝日、振替休日の作業は基本料金の10割増、年末年始（12月30日～1月3日）の作業は基本料金の10割増を申し受ける。

ウ 荒天、雨雪割増

荒天、降雨降雪時の作業は基本料金の6割増を申し受ける。

※ 備考

- ・ 荒天とは、気象庁発表の諸注意報発令時といたします。
- ・ 本料金は、基地（市営埠頭）発着1時間までとし、これを超過する場合、30分を越えるごとに、昼間4,500円、夜間6,600円を加算いたします。
- ・ 基地出発後の作業取り止めは、上記料金の20%引きとします。
- ・ 本表に定めない作業に対する料金は、その都度当事間の協議により決めます。

③ 付帯作業料

L・P・G浮標設置、撤去料

浮標設置料 1個につき 4,300円

浮標撤去料 1個につき 4,300円

2 陸上綱取・綱放作業料

(1) 公共バース

① 基本料金表

令和4年10月1日実施

船舶の総屯数	けい船料	離船料	けい離船合計料金
1,000 以下	9,500 円	7,100 円	16,600 円
1,001 ~ 2,000	11,800 円	9,400 円	21,200 円
2,001 ~ 3,000	13,600 円	11,200 円	24,800 円
3,001 ~ 5,000	15,200 円	12,400 円	27,600 円
5,001 ~ 10,000	21,100 円	17,100 円	38,200 円
10,001 ~ 20,000	27,100 円	21,500 円	48,600 円
20,001 ~ 30,000	27,600 円	22,300 円	49,900 円
30,001 ~ 40,000	30,900 円	24,700 円	55,600 円
40,001 ~ 50,000	33,700 円	28,800 円	62,500 円
50,001 ~ 60,000	37,900 円	31,400 円	69,300 円
60,001 ~ 70,000	40,800 円	34,400 円	75,200 円

適用バース：東扇島、千鳥町公共バース

備 考

- ・ 総屯数70,001屯以上の船舶は10,000屯又はその端数を増す毎に2,900円を加算する。
- ・ 本船側の都合で特に多数の作業員を要求された場合はその人員数により港運料金表に記載のエキストラレバー料金に基づき両者協議のうえ料金を決定する。

② 割増料金

ア 時間外割増

6 : 0 0 ~ 8 : 3 0 " 7 割増

1 6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 基本料金の 6 割増

2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0 " 1 1 割増

イ 休日割増

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始（12月30日～1月3日）の作業は基本料金の10割増を申し受ける。

ウ 雨雪割増

降雨降雪時の作業は基本料金の3割増を申し受ける。

3) 営業者：新協和海運株式会社 TEL 045(285)0282

料金適用範囲：川崎地区

1 岸壁綱渡し(パイロット乗船)

令和5年4月1日適用

総トン数	基本料金	総トン数	基本料金
5,000トン未満	16,800円	30,000トン未満	25,400円
10,000 "	19,200円	40,000 "	28,600円
20,000 "	21,900円	50,000 "	32,500円

50,000トン以上は10,000トン又はその端数を増すごとに2,800円を基本料金に加算

2 ドルフィンバースおよび危険物運搬船(パイロット乗船)(船首又は船尾何れか一方)

総トン数	基本料金	総トン数	基本料金
5,000トン未満	20,200円	60,000トン未満	72,900円
10,000 "	25,800円	70,000 "	79,200円
15,000 "	34,400円	80,000 "	85,400円
20,000 "	42,800円	90,000 "	91,200円
30,000 "	50,400円	100,000 "	94,500円
40,000 "	59,700円	100,000トン以上	98,600円
50,000 "	68,000円		

3 附帯料金

- (1) 時間外割増 17:00 ~ 22:00 60%増
 22:00 ~ 06:00 100%増
 06:00 ~ 08:00 60%増
- (2) 荒天(風速10m以上)、雨、雪 60%増
- (3) 日曜・祭日 60%増
- (4) 年末年始(12月31日~1月3日) 100%増
- (5) キャンセル料 基本料金の80%を頂きます。

4 地区割増

3,400円を加算。但し、地区割増には3(1)~(4)の割増をつけない。

5 新たにバースが出来た場合はその都度話し合う。

6 消費税

免税となる取引を除き、上記料金に消費税を加算。

4) 営業者：東洋埠頭株式会社 川崎支店

1 基本料金

令和4年10月1日実施

船舶の総トン数	けい船料	離船料	けい離船合計料金
1,000 以下	9,500 円	7,100 円	16,600 円
1,001 ~ 2,000	11,800 円	9,400 円	21,200 円
2,001 ~ 3,000	13,600 円	11,200 円	24,800 円
3,001 ~ 5,000	15,200 円	12,400 円	27,600 円
5,001 ~ 10,000	21,100 円	17,100 円	38,200 円
10,001 ~ 20,000	27,100 円	21,500 円	48,600 円
20,001 ~ 30,000	27,600 円	22,300 円	49,900 円
30,001 ~ 40,000	30,900 円	24,700 円	55,600 円
40,001 ~ 50,000	33,700 円	28,800 円	62,500 円
50,001 ~ 60,000	37,900 円	31,400 円	69,300 円

適用バース：東洋埠頭石炭、雑貨バース

2 割増料金

(1) 時間外割増

16:31 ~ 22:00	基本料金の	6割増
22:01 ~ 6:00	〃	11割増
6:01 ~ 8:30	〃	7割増

(2) 休日割増

日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)の作業は基本料金の10割増を申し受ける。

(3) 雨雪割増

降雨降雪時の作業は基本料金の3割増を申し受ける。

5) 営業者：関東港湾サービス株式会社 TEL 045(681)2231

令和8年2月1日実施

この料金表には消費税は含まれておりません。

1 川崎港繫船網渡し作業船料（水先船用）

(1) 岸壁網渡し

総トン数	基本料金
5,000 トン未満	16,800 円
10,000 〃	19,200 円
20,000 〃	21,900 円
30,000 〃	25,400 円
40,000 〃	28,600 円
50,000 〃	32,500 円

5万トン以上は1万トン又はその端数を増すごとに2,800円を基本料金に加算する。

(2) ドルフィンバース（船首又は船尾何れか一方）

総トン数	基本料金
5,000 トン未満	20,200 円
10,000 "	25,800 円
15,000 "	34,400 円
20,000 "	42,800 円
30,000 "	50,400 円
40,000 "	59,700 円
50,000 "	68,000 円
60,000 "	72,900 円
70,000 "	79,200 円
80,000 "	85,400 円
90,000 "	91,200 円
100,000 "	94,500 円
100,000 トン以上	98,600 円

(3) 附帯料金

① 時間外割増

17:00～22:00 60%増

22:00～06:00 100%増

06:00～08:00 60%増

② 荒天・雨・雪 60%増

* 荒天とは気象庁の発表する諸注意報発令時と致します。

③ 日曜・祭日・振休 60%増

④ 年末・年始 100%増

(12月31日～1月3日)

⑤ 地区割増 川崎1区・2区は3,400円を加算。

* 但し、地区割増には①～④の割増をつけない。

⑥ キャンセル料は、基本料金の80%を申し受けます。

* 但し、キャンセル料には①～⑤の割増をつけない。

⑦ 消費税

免税となる取引を除き、上記料金に消費税を加算します。

2 川崎港 繫船網渡し作業船料（非水先船用）

(1) 基本料金

区 分	岸壁網渡し	ドルフィンバース
1,000 総トン数未満	12,600 円	14,800 円
3,000 総トン数未満	12,800 円	17,200 円
6,000 総トン数未満	14,200 円	19,200 円
10,000 総トン数未満	16,900 円	25,000 円
20,000 総トン数未満	19,800 円	46,600 円
30,000 総トン数未満	27,300 円	52,000 円
40,000 総トン数未満	35,000 円	58,300 円
50,000 総トン数未満	42,700 円	62,100 円
60,000 総トン数未満	50,400 円	64,400 円
70,000 総トン数未満	58,000 円	65,400 円
7万総トン数以上は1万トン増毎	2,900 円増	4,300 円増

(2) 付帯料金等

① 時間外割増

- ア 夜間 (17:00～22:00) …………… 60%増
- イ 深夜 (22:00～06:00) …………… 100%増
- ウ 早朝 (06:00～08:00) …………… 60%増

② 休日割増

- ア 日曜日、国民の祝日、振替休日の作業は基本料金の… 60%増
- イ 年末年始(12月30日～1月3日) 基本料金の……………100%増

③ 荒天、雨雪割増

- 荒天、降雨降雪時…………… 60%増

④ 備考

- ア 荒天とは気象庁の発表する諸注意法発令時と致します。
- イ 川崎地区(1区)の料金は基地(川崎市宮埠頭)発着1時間までは上記料金とし、これを超過した場合は超過30分毎に昼間10,800円、夜間・早朝は16,200円、深夜は21,600円を加算致します。
- ウ 川崎地区(2区)の料金は基地(川崎市宮埠頭)発着1時間までは上記料金とし、これを超過した場合は超過30分毎に昼間14,400円、夜間・早朝は21,600円、深夜は28,800円を加算致します。
- エ 1隻の作業船により船首・船尾の綱渡し作業を行う場合、船尾の料金は70%を申し受けます。
- オ エキストラで作業員を増やす場合は都度協議致します。

(3) キャンセル料

基地出発後のキャンセル(作業取り消し)は、(1)基本料金の80%を申し受けます。

(4) 消費税

免税となる取引を除き、上記料金に消費税を加算します。

6) 営業者：三井埠頭株式会社

令和4年10月1日実施

この料金表には消費税は含まれておりません。

1 基本料金(08:31～16:30)

船舶の総屯数	けい船料	離船料	けい離船合計金額
1,000以下	9,500 円	7,100 円	16,600 円
1,001 ～ 2,000	11,800 円	9,400 円	21,200 円
2,001 ～ 3,000	13,600 円	11,200 円	24,800 円
3,001 ～ 5,000	15,200 円	12,400 円	27,600 円
5,001 ～ 10,000	21,100 円	17,100 円	38,200 円
10,001 ～ 20,000	27,100 円	21,500 円	48,600 円
20,001 ～ 30,000	27,600 円	22,300 円	49,900 円
30,001 ～ 40,000	30,900 円	24,700 円	55,600 円
40,001 ～ 50,000	33,700 円	28,800 円	62,500 円
50,001 ～ 60,000	37,900 円	31,400 円	69,300 円

2 割増料金

(1) 時間外割増

- 16:31～22:00 …………… 基本料金の 6割増
- 22:01～06:00 …………… " 11割増
- 06:01～08:30 …………… " 7割増

(2) 休日割増

日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月3)の作業は基本料金の10割増を申し受ける。

(3) 雨雪割増

降雨降雪時の作業は基本料金の3割増を申し受ける。

5. ドコモワイドスター（衛星船舶電話）料金

株式会社NTTドコモ ドコモワイドスターコールセンター TEL 0120(616)360

令和7年4月1日現在

1. ワイドスターII料金

(1) 基本料金+通話料（税込）

料金プラン	基本使用料（月額）	30秒あたりの通話料	
タイプL	16,500円 （無料通信分 2,200円）	148.5円	
タイプM	5,390円 （無料通信分 1,100円）	297円	
料金プラン	基本使用料（月額）	上限額コース	30秒あたりの通話料
タイプリミット	17,050円 （無料通信分 2,000円（税抜））	+16,000円コース～ +256,000円コース	148.5円

※ワイドスターIIタイプリミットは、あらかじめ通話、通信料の上限額を設定して、上限額を超えたら発信をストップする料金プランです。

(2) 通話料

5G, 4G, FOMAからワイドスターII（第2種）へ発信する場合の通話・通信料（税込）

eximo/eximoポイ活/irumo/ahamo/ ギガホプレミア/ギガホ/ ギガライト/ケータイプラン/ キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xiカケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじめてスマホプラン/U15はじめてスマホプラン など	タイプS /タイプS バリュー	タイプM /タイプM バリュー	タイプL /タイプL バリュー	タイプLL /タイプLL バリュー	タイプビジネス （1分当たりの通話・通信料）	
					ビジネス タイム	オフ タイム
177.1円/30秒	49.5円 /30秒	38.5円 /30秒	27.5円 /30秒	20.9円 /30秒	27.5円 /1分	82.5円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午後8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

KDDI、アルテリアからワイドスターII船舶に発信する場合の通話・通信料【11円でかけられる秒数】

（税込）

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5秒	12秒	13秒	12秒		13秒

※時間帯：昼間（午前8時～午後7時）、夜間（午後7時～午後11時）、深夜・早朝（午後11時～午前8時）

2. ワイドスターⅢ料金

(1) 基本料金+通話料 (税込)

料金プラン	基本使用料 (月額)	30秒あたりの通話料
タイプL	16,500円 (無料通信分 3,300円)	148.5円
タイプM	10,450円 (無料通信分 2,200円)	297円

(2) 通話料

5G、4G、FOMAからワイドスターⅢへ発信する場合の通話料 (税込)

eximo/eximoポイ活/irumo/ahamo/ ギガホプレミア/ギガホ/ ギガライト/ケータイプラン/ キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xiカケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじ めてスマホプラン/U15はじめてスマホプラン など	タイプS /タイプS バリュー	タイプM /タイプM バリュー	タイプL /タイプL バリュー	タイプLL /タイプLL バリュー	タイプビジネス (1分当たりの通話・ 通信料)	
					ビジネス タイム	オフ タイム
177.1円/30秒	49.5円 /30秒	38.5円 /30秒	27.5円 /30秒	20.9円 /30秒	27.5円 /1分	82.5円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午後8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含まれます。）

一般電話・他事業者からワイドスターⅢへ発信する場合の通話料

一般電話や他の通信事業者からワイドスターⅢへの発信は各事業者の設定料金となります。
詳細は発信元事業者の契約約款などにてご確認ください。

3. その他

・海上保安庁「海上における遭難・火災・人命救助など」へ 特番 118

ワイドスター（衛星船舶電話）に関する総合的なお問い合わせ先
ドコモ ワイドスターコールセンター 0120-616-360

6. 私設船舶給水料金

平成7年10月 改定

会社名	料金	会社名	料金
東洋埠頭(株)	1トンにつき 512円	日清サイロ(株)	1トンにつき 512円
三井埠頭(株)	〃 512円	E N E O S 株	〃 570円

※ 但し、日曜・祝祭日及び夜間（17：00～翌08：00）は基本料金の5割増
 (ENEOS(株)適用除外)

7. 通 船 料 金

1) 営業者：川崎ポートサービス株式会社 TEL 044(266)6161

令和8年4月1日実施
(市営埠頭発着所を基地として算出)

臨時通船料（1時間につき）

域 地 別		昼 夜 別		
		昼 間 8:00~17:00	早朝・夜間 6:00~8:00 17:00~22:00	深 夜 22:00~6:00
港内	京浜運河内の区域	24,000 円	35,900 円	47,900 円
港外	京浜運河以外の区域	29,200 円	43,800 円	58,400 円

備 考

1. 使用時間の計算は最初の1時間までは1時間に、1時間を超過する場合は超過30分までは30分に、30分を超え1時間未満は1時間に切上げ、以下同様とする。
2. 時間については当社通船発着所を出港時から同所への帰港時とし、空船廻航及び待機時間等を含みます。
3. 昼間と夜間、又は深夜にまたがり30分以内利用した場合は、利用時間の長い方の時間区分を適用します。
4. 日曜、国民の祝祭日（振替休日を含む）、海の記念日、年末年始（12月30日～翌年1月3日）は各運賃の5割増とします。
5. 荒天（気象庁の発表する強風又は波浪注意報発令時であって、運航の安全が確認されたとき）の場合は各運賃の5割増とします。
6. 端数の整理
運賃の10円未満の端数は5円未満は切捨て5円以上は切上げとする。

2) 営業者：関東港湾サービス株式会社 TEL 0445(681)2231

1 横浜・川崎港内旅客不定期航路 臨時通船運賃

(1) 運賃（1時間に付）

令和8年2月1日実施

地 区		時 間		
		昼 間 08:00~17:00	早朝・夜間 06:00~08:00 17:00~22:00	深 夜 22:00~06:00
横浜港・1区・2区・3区		23,760 円	35,640 円	47,520 円
港 外		31,680 円	47,250 円	63,600 円

- ①地区については当社通船発着所を基準とします。
- ②乗船人数に関わりなく、1隻につき1時間の貸切運賃とします。
- ③時間の計算は、最初の1時間までは1時間とし、1時間を超過する場合は超過30分までは30分に、30分を超え1時間未満は1時間に切り上げ、以下同様とします。

- ④時間については、当社通船発着所を出港時から同所への帰港時として、空船回航及び待機時間を含みます。
- ⑤昼間と夜間又は夜間と深夜にまたがって30分以内利用した場合は、利用時間の長い方の運賃を適用します。
- ⑥日曜、国民の祝祭日及び振替休日、年末年始（12/30～1/3）は各運賃の5割増の運賃を適用します。
- ⑦荒天（気象庁の発表する強風又は波浪注意報発令時であっても運航の安全が確認された時）の場合は、各運賃の5割増の運賃を適用します。
- ⑧基地出発後の作業取り消しは、上記料金の80%を申し受けます。
- ⑨このタリフには、消費税（10%）が含まれています。

8. 海上起重機船使用料金

横浜起重機船協会 TEL 045(241)8989

1 基本料金

令和4年5月1日実施

種 類	基本料金 (1時間あたり)	最 低 料 金
100トン未満 吊荷重量	100,000 円	(7時間) 700,000 円
150トン未満 "	165,000 円	(7時間) 1,155,000 円
250トン未満 "	242,000 円	(7時間) 1,694,000 円
300トン未満 "	330,000 円	(7時間) 2,310,000 円
400トン未満 "	400,000 円	(7時間) 2,800,000 円

2 附帯料金

- (1) 時間外割増料 05:00~08:00 50%増
 16:00~22:00 50%増
 22:00~05:00 100%増
- (2) 日曜、祭日、土曜、休日割増 50%増
- (3) 作業地での仮泊料金 1泊 基本料金の3時間分

起重機船使用について

- ① 時間の計算は、起重機船が基地から使用場所まで往復に要する時間は使用時間に含むものとする。回航時間(往復)川崎港及びその近辺.....往復6時間
 - ② 使用者又は本船側の都合により、作業待及び基地発後本船入港待を生じた場合も実働時間として計算する。
 - ③ 起重機船使用申込を当日取り消した場合は最低料金の50%を申し受け、出動後の取消しは80%額を申し受ける。しかし、実働時間が最低料金額を越える場合は実働時間額の80%額を申し受ける。
 - ④ 曳船料は基本料金に含まれるが、荒天時の場合の応援曳船の料金は別途に申し受ける。
 - ⑤ 本船が錨、又は片けい船にて荷役を行う場合は本船固定用として別途曳船を使用する場合はその使用料を申し受ける。
 - ⑥ 19時以降に作業場所へ曳付の場合に生じた待機時間については19時より基地発の時間迄の間を待機料として時間外割増料金のみを申し受ける。
- ※ 個別で見積もりします。

9. 港湾運送事業関係料金

(1) 港湾荷役料金（船内・沿岸一貫荷役料）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目		金 額				
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前			
ユニ タイ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	1,193	1,066		
		空	1,014	905		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリ ング		2,305	1,993		
	ノックダウン自動車及び完成車 （重量5トン未満または容積20未満のもの）		1,803	1,653		
	完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）		2,524	2,298		
包 装 品	袋 物		3,156	2,883		
	ベ ー ル 物		3,071	2,802		
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		3,460	3,183	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		2,524	2,298	
		青果類		2,594	2,355	
冷凍品・冷蔵品		—	5,006			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		2,378	2,199		
	巻 取 紙（内地産）		1,908	1,706		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
		製 材		1,870	1,689	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		2,803	2,520		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		2,700	2,467	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）		2,297	2,100	
		コイル		2,297	2,100	
石 材		2,751	2,556			

品 目		金 額	
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前
撒貨物	小 麦	1,861	1,667
	肥料原料	1,861	1,667
	鉍礦石（粉）	1,861	1,667
	鉍礦石（塊）	2,578	2,347
	特殊鉍礦石	2,578	2,347
	砂 糖	2,493	2,312

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜(16時30分 ～21時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 7 円

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。
- (3) 消費税導入に伴う加算については
ア) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

9 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金（船内荷役料）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品		目		金額	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満または容積トン20未満のもの）			1,110	
	完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）			1,465	
包 装 品	袋 物			1,885	
	ベ ー ル 物			1,813	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,185	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		1,465	
		青果類		1,469	
冷凍品・冷蔵品		3,713			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,561	
	巻 取 紙（内地産）			949	
	木 材	水落し物	原 木		639
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	902
				北洋材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,466	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル		1,378	
	石 材			1,868	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）			938	
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1,496	
	砂 糖			1,674	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 土 曜 日 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増 基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業あるいは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

船内荷役料金の別掲料金

平成7年8月12日実施

1 ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金

(1碇泊、1船舱につき)

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T未満	5,950円	8,370円
2,001~4,000 G/T	8,960円	12,540円
4,001~6,000 G/T	14,940円	20,950円
6,001G/T以上の一般貨物船	29,940円	41,950円
外国撒貨物船	35,960円	50,330円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る) 中蓋開閉作業を行った場合	5,950円	8,370円

備 考

- ① 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ② 特殊船舱(デープタンク、冷蔵庫等)の当該料金は実作業時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ③ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2 スタンバイギヤー手伝料金伝料金

(1碇泊、1船舱、1セットにつき)

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下およびトリミング	39,800円	59,500円
トリミング	23,670円	35,210円

備 考

但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3 スーパーバイザー及びエキストラレバー料金

(1人につき)

区 分	昼 間	夜 間
スーパーバイザー	37,670円	55,400円
エキストラ レバー料金(1人につき)	32,010円	47,090円

備 考

予約取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割増を申し受けます。

4 待機料金

(1口1時間につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760
深夜(21時30分 ～03時00分)	54,970	84,280	113,590	142,920	164,890

備考

川崎港においては原則として、標準ギャングサイズ(15.5人)を適用します。
但し特殊貨物の場合は、別途事前協議とします。

5 船内荷役の最低料金

(1口につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
深夜(21時30分 ～03時00分)	430,290	659,740	889,170	1,118,630	1,290,770

備考

荷役中止、半端作業又は船型、貨種による荷役能率低下等によって、その請求額が上記の金額に満たない場合は、その請求額を含めて、上記の金額を申し受けます。

6 フォークリフト使用料金

(1台1時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5トンまで	5,420円	7,080円

備考

- ① 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。
- ② 最低料金は4時間分を申し受けます。
- ③ 2.5トン以上のフォークリフトを使用する場合、及び沖荷役に使用する場合の運搬費は実費を申し受けます。

7 割増料金

- (1) 深夜荷役(21時30分から3時まで)は基本料金の1.3割増とします。
- (2) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)Ⅱ-4.5.の諸料金、並びに別掲料金についても、土曜日割増(6割)、祝祭日割増(1.0割)を申し受けます。

8 危険品の取扱について(1トンにつき)

危険品の取扱は下記によります。但し、分類は検数料金表の付帯作業料金中の甲、乙、丙、分類表を適用します。

甲 類	5,391円
乙 類	4,182円
丙 類	2,522円

9 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

- (1) 袋物の適用品目：穀飼類、塩、砂糖、セメント肥料類、曹達類、の紙、ビニール入り及び小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの麻袋入りに限定し、その他の袋物貨物は雑貨を適用します。
- (2) ベール物の適用品目：綿花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。
- (3) 鋼材の適用品目：鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

10 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はいけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による以作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考

本料金は荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金、沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

11 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

12 本船直移し作業料金

別途協議

13 荷役手配の事項

- (1) 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の15時までとします。
- (2) 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の15時までとします。
- (3) 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の15時までとします。

14 作業に従事する時間帯

第一部 …………… 8時30分より16時30分
 第二部 …………… 19時00分より翌朝3時00分
 但し、祝日の荷役は8時30分より15時30分とします。

15 昼間、半夜、深夜の区別

昼間 …………… 8時30分より16時30分
 半夜 …………… 16時30分より21時30分
 深夜 …………… 21時30分より 3時00分

(3) 港湾荷役料金 (沿岸荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港運荷役料金(沿岸荷役料)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側 ・舳内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側 ・舳内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入	670	536	
			空	569	455	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,014	811	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			788	630	
	完成車(重量5トン以上または容積20以上のもの)			1,192	954	
包 装 品	袋 物			1,437	1,150	
	ボール物			1,420	1,136	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)			1,457	1,166
		機械類(1個当り5ト以上のもの)			1,192	954
		青果類			1,262	1,010
冷凍品・冷蔵品			—	1,556		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻取紙(内地産)			1,059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製 材		949	759
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484	1,187	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		1,040	832	
コイル						
石 材			1,028	822		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021	817	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218	974	
	砂 糖			950	760	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船内↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し、積付けるまでの作業。

② 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船側↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側に移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物をはしけの内へ移送し、積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの料金を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については、基本料金の7%に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割り引きます。

① 3か月以上の長期契約があること。

② 1か月間に2回以上の反復継続の引受けがあること。

③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分 ～21時30分)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分 ～21時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位 円）

区 分	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 （1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業料金を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9 はい替え作業料金

本料金は、貨物のはい替え作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10 上屋保管作業料金

（1日1トンにつき、単位 円）

区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類 コ ン テ ナ （ 野 積 場 ）	1 3	9
織 維 原 料 類	5 7	4 3
青 果	5 7	4 3
窯 製 品	6 8	5 7
そ の 他 の 貨 物	1 0 0	8 1

- (注) 1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2 コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11 分 担 金 等

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）	1トンにつき	4円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）	1トンにつき	1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）	1トンにつき	3円50銭

12 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

1.3 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

1.4 その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役料金の別掲料金（川崎港）

平成7年8月12日実施

1 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車 側 ←—————→ 上屋・野積場内

- (入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業
- (出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類は、一般貨物の料金を適用します。

2 トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金のⅡ-(1)-②及び別掲料金1に選考又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1、2の料金に対しては、沿岸荷役料金のⅡ-2割増料金、Ⅱ-3割引料金及びⅡ料金の適用方の規定を準用します。

3 エキストラレバー料金（1人につき）

昼 間	夜 間
32,010円	47,090円

- 4 委託者の都合により、トラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

(4) 港湾荷役料金 (小型船荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合には、当港において適用される港湾荷役(船内荷役料金)又は、港湾荷役(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ		実 入		785	728
			空		666	618
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,891	1,754		
	トラック自動車及び完成車(重量5トン未満又は容積20トン未満のもの)		1,481	1,374		
完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,058	1,895			
包 装 品	袋 物		2,582	2,386		
	ボール物		2,510	2,316		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		2,851	2,652	
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		2,058	1,895	
		青果類		2,109	1,937	
冷凍品・冷蔵品		—	4,218			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,968	1,840		
	巻取紙(内地産)		2,259	1,169		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
		製 材		1,513	1,384	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		2,258	2,056		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,614	1,526	
石 材		2,290	2,150			
撒 貨 物	小 麦		1,494	1,356		
	肥料原料					
	鉍礦石(粉)					
	鉍礦石(塊)		2,103	1,937		
特殊鉍礦石						
砂 糖		2,070	1,941			

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入		7 8 1	6 2 5
			空		6 6 3	5 3 0
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 1 8 2	9 4 5	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			9 1 8	7 3 5	
	完成車(重量5ト以上又は容積20以上のもの)			1, 3 8 8	1, 1 1 0	
包 装 品	袋 物			1, 6 7 4	1, 3 3 9	
	ボール物			1, 6 5 5	1, 3 2 3	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)		1, 6 9 8	1, 3 5 9	
		機械類(1個当り5ト以上のもの)		1, 3 8 8	1, 1 1 0	
		青果類		1, 4 7 0	1, 1 7 7	
冷凍品・冷蔵品		—	1, 8 1 2			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 0 9 7	8 7 8	
	巻取紙(内地産)			1, 2 3 4	9 8 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1, 0 8 2	8 6 6
				北洋材	1, 0 6 1	8 4 9
			製 材		1, 1 0 5	8 8 4
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 7 2 9	1, 3 8 3	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 4 2 5	1, 1 4 0	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1, 2 1 2	9 7 0	
石 材			1, 1 9 7	9 5 8		
撒 貨 物	小 麦 肥料原料 鉍礦石(粉)			1, 1 9 0	9 5 2	
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石			4 2 0	1 3 6	
	砂 糖			1, 1 0 6	8 8 5	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%割引きます。

4 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律） 1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円50銭

5 消費税の加算

- 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7 その他

- 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

はしけ運送料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目	金 額		指定区間運送
	港 湾 内 運 送		
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1, 258	1, 591	①1, 924 ②2, 258
撒 貨 物	1, 135	1, 469	①1, 802 ②2, 135

* 特定地区：東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区、横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

指定区間：①東京港と横浜港、川崎港及千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3 はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき、単位 円)

品 目	金額
一 般 包 装 品	1 3 3
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	6 6

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増とします。
なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。ただし、本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6 分担金等

区 分	金 額		
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)	1トンにつき	4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)	1トンにつき	3円50銭

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 そ の 他

本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (1) 特殊貨物(海難貨物、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(6) 輸 出 貨 物 船 積 料 金

京浜海運貨物取扱同業会 TEL 045(671)9825

輸出貨物船積料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 料金の種類及び金額

1 基本料金

(1) 上屋入・はしけ取・本船積の場合 (A) (1トンにつき、単位 円)

品 目		内 訳		合 計 船積料金	
		船積料金	分担金等		
ユニット イ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物	4,701	18.75	4,719.75	
	ノ ク ク ダ ウ ン 自 動 車 及 び 完 成 車 (重 量 5 ト ン 未 満 か つ 容 積 20 ト ン 未 満 の もの)	4,306	18.75	4,324.75	
包 装 品	袋 物 (紙 ・ ビ ニ ール 入 り の もの)	6,023	18.75	6,041.75	
	ベ ー ル 物	5,735	18.75	5,753.75	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑 貨 類 機 械 類 (1 個 当 た り 5 ト ン 未 満 の もの)	6,060	18.75	6,078.75
		機 械 類 (1 個 当 た り 5 ト ン 以 上 の もの)	5,596	18.75	5,614.75
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	4,971	18.75	4,989.75	
	一 般 鋼 材 (口 径 12 イ ン チ 未 満 の 鋼 管 含 む)	5,462	18.75	5,480.75	

注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

3) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸しできない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円

4) 分担金等については別掲料金表参照

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合 (B) (1トンにつき、単位 円)

品目	内 訳		合 計 船積料金		
	船積料金	分担金等			
ユニ タイ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物	3,443	11.25	3,454.25	
	ノ ック ダ ウ ン 自 動 車 及 び 完 成 車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)	3,048	11.25	3,059.25	
包 装 品	袋物 (紙・ビニール入りのもの)	4,765	11.25	4,776.25	
	ベ ー ル 物	4,477	11.25	4,488.25	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑 貨 類 機 械 類 (1個当たり5トン未満のもの)	4,802	11.25	4,813.25
		機 械 類 (1個当たり5トン以上のもの)	4,338	11.25	4,349.25
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	3,713	11.25	3,724.25	
	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	4,204	11.25	4,215.25	

- 注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円
- b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円
- 3) 分担金等については別掲料金表参照

(3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合 (C) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合 計 船積料金
	船積料金	分担金等	
織 維 製 品	3,161	9	3,170
化学合成繊維 (原料)	2,987	9	2,996
缶 詰	3,161	9	3,170

- 注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。
- 3) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円
- b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円
- 4) 庫内検量の為のはしけ替看貫及び記号仕訳は別途申し受けます。
- 5) 分担金等については別掲料金表参照

(4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合 (D) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合 計 船積料金
	船積料金	分担金等	
袋物・バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

注1) 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円

3) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

4) 分担金等については別掲料金表参照

2 最低料金

1件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の1トン分とします。

3 分担金等

(1トンにつき)

区分	金 額			
	上屋入れより船積り 本船積の場合 (A)	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合 (B)	営業倉庫河岸船受け より本船積の場合 (C)	上屋入れよりバンニン グの上CY渡しの場合 (D)
港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
港湾労働法 関係付加金	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭
合 計	18円75銭	11円25銭	9円00銭	10円50銭

4 消費税の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）に係る次の作業範囲に記する港湾運送を行う場合に適用します。尚、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

2 作業範囲

輸出貨物船積料金が適用される作用範囲は、次のとおりとします。

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合 (A)

輸出貨物を上屋戸前で受け、はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合 (B)

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

- (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合 (C)
 輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業
- (4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合 (D)
 輸出貨物を上屋 (コンテナプレートステーションを含む) 戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用します。

5 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6 その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される港湾荷役料金 (沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物 (特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等) の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 ア 航路別 (方面別) 優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 イ 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 ウ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 エ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

Ⅲ 上屋保管料金

(1日1トンにつき、単位 円)

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ (野積場)	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

- 注1) 公共上屋の場合の上屋使用料は条例に基づく金額を別途申し受けます。
 注2) コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 注3) 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

その他料金早見表

1 上屋入れより接岸本船エプロンへ移送し本船積する場合（C）

（1トンにつき、単位 円）

品 目	内 訳			合 計 船積料金
	船積料金		分担金等	
	上屋入れより 搬出まで(a)	GODOWN 料金(b)		
パレタイズ貨物	3,524	1,420	12	4,956
雑貨・機械類 (1個当り5トン未満のもの)	4,604	2,190	12	6,806

注1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手卸しの場合 1トンにつき 200円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 120円

2) 接岸本船のエプロンへ横持ちする料金を別途申し受けます。

3) 本料金(a)を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

4) 分担金等については別掲料金表参照。

5) 作業の範囲

輸出貨物を本船直背後上屋以外の上屋手前で受け、接岸本船船側へ移送し、エプロンで受けてから本船船側で荷渡りする迄の作業。(移送費は別途実費申し受けます。)

2 コンテナ貨物船積料金表

(1) 荷主（メーカー）より直行CFS渡しの場合

船積事務処理費	1トンにつき	1,400円
---------	--------	--------

注) 1荷口の最低料金は5トン分とします。

(2) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い、直行CY渡しの場合

船積事務処理費	1トンにつき	1,200円
---------	--------	--------

3 丙種危険品輸出船積料金

（1トンにつき、単位 円）

料金の種類	項 目	内 訳			合 計
		船積料金	分担金	はしけ内 荷 捌 料	
上屋入れより艇經由本船積の場合	(A)	7,530	18.75	283	7,831.75
直背上屋入れより接岸本船積の場合	(B)	5,981	11.25	—	5,992.25

注1) 本料金を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸料金（雑貨）及び検数料金（雑貨）におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算申し受けます。

2) 甲、乙種危険品輸出船積料金については別途協議の上申し受けます。

3) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手卸しの場合 1トンにつき 200円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 120円

4 検量証明書発行手数料

3通まで	1,057円
4通目から1枚につき	299円

(7) 検 数 料 金

(一社)日本貨物検数協会 TEL 045(622)4120

平成7年8月 4日 認可

平成7年8月12日 実施

I 料金の種類及び類

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品 目		一類港	二類港	その他の港湾	
コ ン テ ナ	実 入	95.80	92.50	88.30	
	空	91.30	88.20	84.20	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車		135.70	115.30	101.90	
袋 物 ・ ベ ー ル 物		180.70	153.70	135.70	
冷 凍 品 及 び 冷 蔵 品		375.60	293.10	266.80	
木 材	水 落 し の も の	南 洋 材	100.60	97.10	92.70
		そ の 他	164.70	140.00	123.70
	岸 壁 揚 の も の				
鋼 管 (口 径 12 イ ン チ 以 上) 鉄 鋼 コ イ ル		135.70	115.30	101.90	
一 般 鋼 材 (工 場 専 用 岸 壁 扱 の も の)		228.10	178.00	162.20	
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車	95.50	86.50	78.60	
	パ ル プ	124.00	112.80	101.30	
一 般 雑 貨		267.50	208.60	190.10	

注1) 本港は一類港に属しておりますが、一類港には次の港湾があります。

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎港、西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港

2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。
(1トンにつき、単位 円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

2 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6割増
日曜・祝祭日作業	日曜・祝祭日における作業	基本料金の 10割増

3 割引料金

【長期大量割引】

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%引に相当する額を、当該引受額から割引します。

- ① 3か月以上の長期契約があること。
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

(1口1時間につき、単位 円)

昼 夜 区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	4,557	3,555	3,235
半夜 (16時30分から21時30分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位 円)

昼 夜 区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜 (16時30分から21時30分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき、単位 円)

区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
書 類 作 成 料	42.50	33.30	30.20

7 分担金等

区 分	内 容	金 額
港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき	40銭
労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき	35銭

8 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10 その他

(1) 特殊貨物（塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウエージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウエージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

検数に係る付帯作業等の料金について

1 料金表Ⅱ－１０－（４）に係る作業及び書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

- (イ) パレタイズ立会料金 …………… 1トンにつき 428円
- (ロ) ブロックストウエージ作業 …………… エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

- (イ) 輸出免状整理料金 …………… 免状1件につき 390円
- (ロ) 輸入ポートノート作成料金 …………… 1通につき 740円
- (ハ) CLP作成料金 …………… 1件につき 2,600円
- (ニ) CERTIFICATE（証明書）作成料金 …… 1件につき（2通正・副） 2,600円
- (ホ) ファイナルストウエージプラン及びブロックストウエージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
- (ヘ) 撤貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 …………… 1トンにつき90円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（1トンにつき、単位 円）

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類 危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類 危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類 非鉄金属	498.80	389.50	355.20

注) 汚損品及び危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚 損 品	汚 損 品 甲 類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚 損 品 乙 類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危 険 品	危 険 品 甲 類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危 険 品 乙 類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏27度以下のもの）・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危 険 品 丙 類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金・最低料金・エキストラ料金1）に対して、それぞれの料金の10割増とする。
- (2) 深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の13割増とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の13割増とします。
- (3) 深夜待機料金 （1口1時間につき）

区 分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日5時まで）	10,481円	8,177円	7,441円

- (4) 深夜最低料金 （1口につき）

区 分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日5時まで）	77,200円	60,200円	54,900円

上記1-(1)、1-(2)-(ハ)及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業（場所）を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、料金表の類似品目表区分とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当たり

昼間（08時30分～16時30分）	46,400円
半夜（16時30分～21時30分）	39,000円
深夜（21時30分～05時00分）	98,500円

（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1か月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外1時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

上記料金の適用期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとします。

※消費税の加算

(イ) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

類 似 品 目 表

品 目	類 似 品 目	
コ ン テ ナ	実 入	20型、40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）
	空	20型、40型コンテナ空（在来船扱いのもの）
ユニタイズ貨物 （コンテナを除く）	パレット・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）・車輛・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当たり5トン以上のもの）	
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車（1港1船積1,000トン以上）	
袋物・バール類	肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・油糧種実・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品及び冷蔵品	塩鮮魚・冷凍食品（温度に関係なく適用します）	
木 材	水落しのもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他の木材（製材の撒を除く）
鋼 管	鋼管（口径12インチ以上のもの）	
鉄 鋼 コ イ ル	鉄鋼コイル	
一 般 鋼 材	工場専用岸壁扱のもの	

（つづく）

(つづき)

品 目		類 似 品 目	
専 用 船 揚 積 貨 物	コンテナ	実 入	20型、40型コンテナ実入 (コンテナ専用船扱いのもの)
		空	20型、40型コンテナ空 (コンテナ専用船扱いのもの)
	ノックダウン自動車用専用船扱いのもの		
	パルプ専用船扱いのもの		
一 般 雑 貨	雑 貨 類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂 (含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品 (含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
	機 械 器 具 類	機械 (1個当たり5ト未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD (1港1船積1,000トン未満)	
	窯 製 品 類	陶磁器・タイル・硝子・耐火レンガ・ガラス製品・板ガラス	
	油 類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱 石 類	鉱石 (袋物)	
	ソーダ類	石灰・ソーダ・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑 鉄 類	屑鉄 (撒を除く)	
	青 果 類	野菜・果物 (冷凍品、冷蔵品を除く)	
	一 般 鋼 材	一般港揚・積の鋼材 (口径12"未満の鋼管を含む)	
	車 輛 ・ 舟 艇	車輛・舟艇 (単体20トン未満のもの)	
	製 材	製材 (撒) (はしけ・岸壁取り)	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・バール物	他種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他	
	(B) 雑貨類	(A)、(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨 気製品類・繊維製品・パイプ (口径4～8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)・その他	
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類 (1個当たり5トン以上のもの)・その他	

係 数 適 用 表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ハイ キューブ	2. 0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール (紙袋)	1. 9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1. 6
ALMOND	アーモンド	1. 5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1. 3
(B) BAMBOO BEAN	バンブー ビーン	1. 2
BARLEY	大 麦	1. 2
BEET PULP PELLETT (IRAN)	ビートパルプペレット (イラン産)	1. 8
" (U. S. A.)	" (米国産)	1. 3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ (麻袋)	3. 0
" (BALE)	" (ベール)	2. 5
BLACK MATPE	ブラック マッペ	1. 2
BLOOD MEAL	血 粉	1. 5
BLUE PEA	エンドウ豆	1. 2
BONE MEAL	骨 粉	1. 5
BONE MEAL PELLETT	粒状骨粉	1. 1
BRAN	ふすま	1. 8
BUCKWHEAT	そ ば	1. 5
BUTTER BEAN	バター ビーン	1. 4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1. 3
CASEIN	カゼイン	1. 5
CASTOR SEED MEAL	びま粕	1. 4
CASTOR SEED	びま種子	1. 4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1. 8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2. 6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2. 8
CHARCOAL	木炭・炭	2. 0
CHEST NUT	栗	1. 7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1. 5
COCOA BEAN	ココア豆	1. 6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1. 6
COCOON	かいこ (まゆ)	2. 3
COCOON MEAL	まゆくず	1. 5
COPRA	コブラ (椰子)	2. 0
COPRA MEAL	コブラ粕	1. 5
CRUSHED BONE	砕 骨	1. 4
COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1. 3
COTTON SEED MEAL PELLETT	綿実の粕 (粒状)	1. 2
COTTON SEED	綿 実	2. 0
(D) DRUM (STEEL)	ドラム (鉄製)	1 1. 0
" (FIBER)	ドラム (ファイバー)	7. 7
(F) FEATHER MEAL	フェザー ミール	1. 5
FEED PELLETT	飼 料 (粒状)	1. 8
FEED SCREENING	飼料粕	1. 2
FEED OATS	カラス麦	1. 8
FISH MEAL (HOME MADE)	魚 粉 (国産)	1. 4
" (IMPORT)	魚 粉 (輸入)	1. 8
FLAX SEED	亜麻種子	1. 3
FLOWER SEED	花種子	1. 5
(G) GREEN PEAS	グリーン ピース	1. 2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1. 5

	GROUNDNUT	落花生	1. 6
(H)	HEMP SEED	大麻種子	1. 7
	HOOF HORN MEAL	獸蹄、角等のくず	1. 4
	HOP	ホップ (球果状)	2. 8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産 カポックシード粕	1. 6
(J)	JUTE YARN	黄麻センイ	3. 0
(K)	KAPOK SEED	カポックの種子	2. 0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1. 2
(L)	LACTOSE	ラクトーゼ (乳糖)	1. 5
(M)	MALT	麦芽 (ビール麦)	1. 7
	MASTARD SEED	からし種子	1. 3
	MAIZE	もろこし	1. 2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	もろこし固形状粕 (中国産)	3. 3
	MAIZE MEAL	もろこし粕	1. 3
	MEAT MEAL	肉 粕	1. 4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1. 2
	MILK (P' BAG)	ミルク (紙袋)	1. 5 - 1. 9
	MILK POWDER	粉ミルク	1. 5
	MILLET	もろこし類	1. 2
	MILLET SEED	きび種	1. 3
	MILO	マイロ (もろこしの一種)	1. 2
	MIXED ANIMAL HOOF	獸類のびずめ	2. 8
(N)	NIGER SEED	植物の種子	1. 5
(O)	OATS	えん麦	1. 8
	OATS HUSK	えん麦の皮	3. 0
(P)	PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1. 6
	PELLET	粒	1. 3
	POLLARD	ポラード	1. 8
(R)	RAPE SEED	ナタネ種子	1. 3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1. 7
	RED BEAN	小 豆	1. 2
	RICE BRAN	米ぬか	1. 8
	RICE	米	1. 3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1. 5
	RYE	ライ麦	1. 2
(S)	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1. 8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1. 8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1. 5
	SESAME SEED	ゴ マ	1. 5
	SEAWEED	海 草	1. 5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1. 3
	SILK WORM	ま ゆ	1. 4
	SOYA BEAN	大 豆	1. 2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1. 5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2. 0
(T)	TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ (タイ国産)	2. 2
	TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1. 3
	TAPIOKA	タピオカ	1. 3
	TEA	茶	4. 0
(W)	WHEY POWDER	凝乳粉	1. 8

(8) 鑑 定 料 金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

平成3年6月28日認可
令和6年11月 時点

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金 額
1. 倉口検査	3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330円 5,980円
2 積 付 検 査	(1)普通貨物 積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について 100トンまでを増すごとに	22,660円 1,580円
	(2)特殊貨物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	22,660円 364円
	(3)危険物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	34,010円 545円
3. 喫水検査	ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで 1トンにつき 10,000トンを超え20,000トンまで1トンにつき 20,000トンを超え30,000トンまで1トンにつき 30,000トンを超え40,000トンまで1トンにつき 40,000トンを超え50,000トンまで1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで1トンにつき 100,000トンを超えるもの 1トンにつき ただし、(1)上記料金は積算方式により算定する。 (2)中間検査を行った場合は、1回につき	10.89円 9.15円 6.12円 3.41円 1.74円 0.19円 0.00円 24,000円
	イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも 該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の30パーセントに相 当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。 a. 3ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1か月以内に2回以上の委嘱があること。	
4. はしけ、機帆船 等(デッドウェイトスケ ールを有しないもの に限る。)の積荷 重量検定	1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンま でを増すごとに	16,540円 725円
5 本 船 ・	イ 本船油槽 鉱油(1槽1測度につき)	6,710円
	動・植物油・化学成品及び液化ガス (1槽1測度につき)	12,050円
	危険物(1槽1測度につき)	33,340円

油槽はしけの液量検定及び検査		ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 鉍油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鉍油(検定量1キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量1トンにつき) 危険物(検定量1キロリットル又は1トンにつき)	4,670円 8,430円 23,360円 46.70円 100.30円 246円
	(2)清掃検査	イ 本船油槽 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ロ 油槽はしけ 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき)	17,430円 24,250円 12,050円 17,050円 8,340円 14,370円
6.貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする		

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種目	内容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726円
		ロ 21時30分から8時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677円
(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増	

(6)防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内
-----------	-------------------------------	------------

③ 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき…… 60,000円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき
 - 本船油槽 …………… 24,970円
 - 油槽はしけ …………… 20,960円
 - ただし、危険物の場合は …………… 49,900円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき…… 24,020円
- ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき
 - …………… 65,000円

とします。

④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき …………… 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

- A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき426円
- B 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円
- C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- 種目 1. 倉口検査
- 5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

- イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している

場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B 上記により加算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(9) 検 査 料 金
 (一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

令和6年11月時点

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具 現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	4,400 円
2. 船体又は機関 の損傷原因又は 状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに	4,400 円
	ただし、	
	イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。	
	ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
	ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。	
	修繕費算定額	79,000 円
	600 万円まで	
	600 万円を超え 1,000 万円まで	105,000 円
	1,000 万円を超え 2,000 万円まで	143,000 円
	2,000 万円を超え 3,000 万円まで	182,000 円
	3,000 万円を超えるものについては、	220,000 円
3. はしけの損害 検査及び遭難原因 鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の 損傷原因及び損害 の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び 清水の数量検定	イ 油量検定(1 槽につき)	9,300 円
	ロ 清水数量検定(1 槽につき)	6,300 円
	ただし、最低料金(1 隻につき)	47,000 円

6 ・ 回 航 検 査	(1)えい航検 査	<p>被えい船 1 隻につき</p> <p>全長 (1) 50メートル未満 97,000 円</p> <p>(2) 50メートル以上 85メートル未満 139,000 円</p> <p>(3) 85メートル以上 100メートル未満 185,000 円</p> <p>(4) 100メートル以上 230,000 円</p> <p>50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>えい航距離 150海里以上 500海里未満 5割増</p> <p>500海里以上 1,500海里未満 10割増</p> <p>1,500海里以上 2,500海里未満 15割増</p> <p>2,500海里以上 5,000海里未満 20割増</p> <p>5,000海里以上 30割増</p> <p>ただし、</p> <p>イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の8割以内を割増します。</p> <p>ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。</p>	
	(2)自力回航 検査	別途委託者と協議します。	
7. 船舶受渡時の 検査	<p>総トン数</p> <p>3,000トン以下の船舶 110,000 円</p> <p>3,000トンをこえ 5,000トンまでの船舶 141,000 円</p> <p>5,000トンをこえ 7,500トンまでの船舶 165,000 円</p> <p>7,500トンをこえ 10,000トンまでの船舶 184,000 円</p> <p>10,000トンをこえ 12,500トンまでの船舶 204,000 円</p> <p>12,500トンをこえ 15,000トンまでの船舶 225,000 円</p> <p>15,000トンをこえ 17,500トンまでの船舶 243,000 円</p> <p>17,500トンをこえ 20,000トンまでの船舶 263,000 円</p> <p>20,000トンをこえ 25,000トンまでの船舶 271,000 円</p> <p>25,000トンをこえ 30,000トンまでの船舶 293,000 円</p> <p>30,000トンをこえ 35,000トンまでの船舶 316,000 円</p> <p>35,000トンをこえ 40,000トンまでの船舶 339,000 円</p> <p>40,000トンをこえ 45,000トンまでの船舶 359,000 円</p> <p>45,000トンをこえ 50,000トンまでの船舶 383,000 円</p> <p>50,000トンをこえる船舶については、10,000トン以下を増すごとに 24,000 円</p> <p>ただし、本検査のため</p> <p>イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5槽までは上記料金に含まれるものとし、6槽目からは1槽につき右料金を加算します。</p> <p>ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2.ハの料金を加算します。 3,500 円</p>		
8	(1)倉内積荷	1倉につき	

船倉内の容積検査	占有容積	検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2)倉内空積	4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき	65,000 円 5,000 円
9. 船倉の清掃検査		2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
10. 船価鑑定	イ はしけ(1 隻につき)	ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。	65,000 円
	ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき)		83,000 円
	ハ 汽船(1 隻につき)	総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの	108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円
	ニ 作業船等(1 隻につき)		185,000 円
	ホ 漁船(1 隻につき)	総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの	127,000 円 162,000 円 198,000 円
		ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
11. はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示		載貨重量トン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等	32,000 円 40,000 円
		100 トンをこえるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等	2,900 円 3,900 円
		ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3 割増とします。	

(1) 通常計測

イ 陸上油槽

①油槽容量（浮屋根がない場合）

500 キロリットル以下	220,000 円
500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	240,000 円
1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	370,000 円
5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	490,000 円
10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	570,000 円
20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	610,000 円
30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで	650,000 円
40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	690,000 円
50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで	720,000 円
75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	750,000 円
100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	770,000 円
150,000 キロリットルを超えるもの	790,000 円

②油槽容量（浮屋根がある場合）

500 キロリットル以下	240,000 円
500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円
1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	400,000 円
5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	540,000 円
10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	620,000 円
20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	670,000 円
30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで	710,000 円
40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	750,000 円
50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで	780,000 円
75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	820,000 円
100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	840,000 円
150,000 キロリットルを超えるもの	860,000 円

ロ 特殊型油槽

球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合は、イの5割増とします。

ハ 油槽船（油槽はしけを含む。）

1 槽又は1区画の容量

100 キロリットル以下	110,000 円
100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで	150,000 円
200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで	180,000 円
300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで	200,000 円
400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで	220,000 円
500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで	240,000 円
750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円
1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで	270,000 円
1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで	280,000 円

		<p>2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円 15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p>	
	(2) 特殊計測	<p>特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。</p>	
1 3 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	<p>イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油(1 キロリットルあたり) 6.50 円 鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり) 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり) 26.30 円</p> <p>ただし、</p> <p>① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスについては 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 上記料金の 2 割引 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 上記料金の 4 割引 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については 上記料金の 6 割引</p> <p>② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。</p> <p>③ 最低料金 46,000 円</p> <p>ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。</p>	
	(2) 清掃検査	<p>1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下) 30,000 円 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 37,000 円</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし</p> <p>イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p> <p>ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	

1 4 貨物の 現状 検査	(1)外装又は 内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高 品、重量品、 車輛(輸出自 動車を除 く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円 58 円 61,000 円
	(5)個数によ りがたい貨 物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増す ごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増 します。		
15. 製品検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用 を別途申し受けます。	76,000 円	
1 6 原材 料 検 査	(1)銑鉄、鉄 鋼屑の品質 又は規格検 査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属 屑の品質又 は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品 質又は規格 検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の 原材料の品 質又は規格	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円

検査			
ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。			
1 7 見 本 (試 料) 採 取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1トンにつき ただし、最低料金	49円以内 76,000円
	(2)非鉄鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	112円以内 76,000円
	(3)非金属鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	143円以内 76,000円
	(4)各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274円以内 76,000円
	(5)食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141円以内 76,000円
	(6)肥料類	1トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112円以内 76,000円

	(7)液体貨物 (L. P. G. 液化 ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目 から1槽につき (2) 最低料金	11,100円 7,600円 32,000円
		ロ 油槽はしけ (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目 から1槽につき (2) 最低料金	6,100円 4,500円 26,000円
		ハ 陸上油槽 (1槽につき) ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2 槽目から1槽につき	32,000円 17,600円
		ニ 容器入 (1個につき) ただし、最低料金	400円 34,000円
		(8)その他の 貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は20割以内を 割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し 受けます。	8,000円以内	
1 8 封 印 及 び 解 封 検 査	(1)封印検査	イ 本船 封印1個につき ただし、最低料金	860円 40,000円
		ロ はしけ、機帆船 1隻につき ただし (1) 同時に3隻以上を検査した場合は、3隻目 から1隻につき (2)最低料金	14,000円 8,800円 40,000円
		ハ 上記イ及びロ以外 封印1個につき ただし、最低料金	860円 40,000円
	(2)解封検査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000円

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
作業割増	(4) 日曜日・祝祭日作業	イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円 ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の 1 割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の 5 割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき …………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき・426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2) 清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、

委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(10) 危険物検査料金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

令和6年11月時点

1) 危険物船舶積付検査手数料

① 基本料金

イ コンテナ詰されている場合

コンテナ1個につき…………… 9,300円
ただし、6個以上を同時に検査する場合は6個以上1個につき
…………… 6,950円

ロ イ以外の場合

100個まで…………… 21,000円

100個を超え、1,000個までの個数については

10個又はその端数につき…………… 320円

1,000個を超え、2,000個までの個数については

10個又はその端数につき…………… 180円

2,000個を超える個数については

10個又はその端数につき…………… 80円

ただし、1個の正味重量(放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。)が50キログラムこえるものについては、50キログラムこえる100キログラム又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

② 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき… 1,953円

21時30分より5時まで 1時間につき…………… 2,344円

5時より8時30分まで 1時間につき…………… 1,953円

8時30分より16時30分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月31日から翌年の1月3日(前記の日を除く))に限る)

1時間につき…………… 1,953円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3通まで…………… 無料

4通以上 1通につき…………… 342円

ロ 英訳書交付料

3通まで…………… 無料

4通以上 1通につき…………… 342円

④ 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道80キロメートル以上の地域に出張した場合)

1日につき…………… 2,000円

ロ 宿泊料 1日につき…………… 10,700円

ハ 交通費…………… 実費

2) 危険物コンテナ収納検査手数料

① 基本料金

コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数100個までを20,400円とし、100個を超える個数については10個又はその端数につき310円を加算した

額とし、39,900円を限度とするものとする。

ただし、

イ オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ1個につき、3,000円を割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去1年間（暦年ベース以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

① 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上1,000個未満の場合は、コンテナ1個につき、2,500円を割り引く。

② 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ1個につき、4,500円を割り引く。

② 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき… 1,953円

21時30分より5時まで 1時間につき… 2,344円

5時より8時30分まで 1時間につき… 1,953円

8時30分より16時30分まで

（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

（12月31日から翌年の1月3日（前記の日を除く））に限る）

1時間につき … 1,953円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3通まで… 無料

4通以上1通につき… 342円

ロ 英訳書交付料

3通まで… 無料

4通以上 1通につき … 342円

④ 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合）

1日につき … 2,000円

ロ 宿泊料 1日につき… 10,700円

ハ 交通費 … 実費

(11) 分 析 料 金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

令和6年11月

- 1) この分析料金表に揚げた料金は普通料金です。
- 2) 日時指定など、特にお急ぎの場合には、割増料金（規定料金の10割以内）を申し受けます。
- 3) 分析・試験を早朝、夜間、休日等に行うとき、また、宿泊を要するときには必要経費を加算させて頂く場合があります。
- 4) 原則として、現地調査・サンプル採取・調査報告などで出張を伴う場合には、出張費として35,000円/半日・人および交通費・宿泊費の実費を申し受けします。
- 5) 分析・試験のために試料調製、前処理などを要する場合は、別途料金を申し受けます。（例えば、粉碎、切削、研磨などの試料調製や灰化、抽出、分離などの前処理）
- 6) 分析・試験に特殊な手段を要するとき、また、高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を加算することがあります。ただし、このような場合はその都度ご相談のうえ取り決めます。
- 7) 表中に記載のない分析・試験・解析・評価については、ご相談ください。
- 8) 同種の試料を多数依頼される場合には、別途相談ください。
- 9) 分析証明書は1部発行します。原則として事務手数料3,000円を申し受けます。ただし、事前に部数をご指定いただければ3部までは所定の手数料で発行いたします。3部以上の場合は1部につき、1,000円を申し受けます。
- 10) 原則として、分析証明書・試験報告書を英文・和文の両方で作成する場合は追加で3,000円を申し受けます。
- 11) 再発行の場合は、再発行料として3000円を申し受けます。
- 12) 消費税
 - (1) 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - (2) 上記により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

1. 無機分析（一般項目）

一般項目	単価	Item（英名）
1-01 一般元素	9,400 円～	General elements
1-02 金	15,000 円～	Gold (Au)
1-03 銀	15,000 円～	Silver (Ag)
1-04 白金	15,000 円～	Platinum (Pt)
1-05 セレン	15,000 円～	Selenium (Se)
1-06 テルル	15,000 円～	Tellurium (Te)
1-07 フッ素	15,000 円～	Fluorine (F)
1-08 水銀	15,000 円～	Mercury (Hg)
1-09 希土類	18,000 円～	Rare earths
1-10 ニオブ	18,000 円～	Niobium (Nb)
1-11 タンタル	18,000 円～	Tantalum (Ta)
1-12 ジルコニウム	18,000 円～	Zirconium (Zr)
1-13 ハフニウム	18,000 円～	Hafnium (Hf)
1-14 ホウ素	18,000 円～	Boron (B)
1-15 ゲルマニウム	18,000 円～	Germanium (Ge)
1-16 ウラン	20,000 円～	Uranium (U)
1-17 トリウム	20,000 円～	Thorium (Th)
1-18 その他特殊元素	20,000 円～	Special elements
1-19 定性分析	30,000 円～	Qualitative analysis
1-20 水分（乾燥法）	5,500 円～	Moisture by drying method
1-21 ふるい分け試験		Sieve test
ふるい 3 枚まで	10,000 円～	Base cost
4 枚以上 1 枚につき	2,500 円～	For every additional screen
1-22 かさ密度（かさ比重）	25,000 円～	Bulk density, Bulk specific gravity
1-23 イオンクロマトグラフ （1 成分につき）	15,000 円～	Ion Chromatography
1-24 X 線回折	30,000 円～	X-ray Diffractometry
1-25 蛍光 X 線分析		X-ray Fluorescence Spectrometry
定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-26 プラズマ発光分光分析（ICP-AE）		Plasma Emission Spectrometry
定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-27 X 線マイクロ分析（EDS）		Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
定性分析（半定量分析）	30,000 円～	Base cost
同一試料での追加：1 測定点につき	10,000 円～	For every additional visual field
1-28 走査電子顕微鏡		Scanning Electron Microscope
観察，写真撮影 1 視野	25,000 円～	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field
1-29 光学顕微鏡		Optical Microscope
観察，写真撮影 1 視野	18,000 円～	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field

2. 固体燃料分析（石炭・コークス・バイオマス等）

石炭・コークス・バイオマス等		単価	Item（英名）
2-01	全水分	5,500 円	Total moisture
2-02	湿分	5,500 円	Adherent moisture
2-03	工業分析	—	Proximate analysis
	水分	5,500 円	Inherent moisture
	灰分	7,500 円	Ash
	揮発分	8,000 円	Volatile matter
	固定炭素	(21,000 円)	Fixed carbon
2-04	元素分析	—	Ultimate analysis
	灰分（注）	7,500 円	Ash
	炭素	13,000 円	Carbon
	水素	13,000 円	Hydrogen
	窒素	9,400 円～	Nitrogen
	全硫黄	9,400 円	Total sulfur
	不燃性硫黄	18,000 円	Noncombustible sulfur
	酸素	75,800 円	Oxygen
2-05	発熱量	9,400 円	Calorific value
2-06	るつぼ膨張試験（粘着性）	9,000 円	Crucible Swelling-Button method
2-07	粉砕性試験	25,000 円	Hardgrove grindability index
2-08	流動性試験	35,000 円	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09	灰の溶解性試験 （酸化性雰囲気）	26,000 円	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10	灰の溶解性試験 （還元性雰囲気）	38,000 円	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11	気孔率	40,000 円	Porosity
2-12	灰の組成分析 ……1成分につき	9,400 円～	Composition of Ash
2-13	全りん	9,400 円～	Total phosphorus
2-14	全塩素	15,000 円	Total chlorine
2-15	付着塩分	9,400 円	Salt adhered
2-16	灰の調整（石炭）	8,600 円～	Preparation of ash(Coal)
2-17	灰の調整（石油コークス）	30,000 円	Preparation of ash(Petroleum coks)
2-18	灰の調整（バイオ燃料）	20,000 円～	Preparation of ash(Biofuel)

3. ケミカル・有機工業薬品

	分析項目	単価	英名	
3-01	密度, 比重	—	Density, Specific gravity	
	振動密度計	5,500 円	Vibration densitometer	
	浮きばかり	7,000 円	Hydrometer	
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer	
	酒精度, アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree	
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree	
	ハーバード法	20,000 円	Harvard method	
	かさ密度	20,000 円	Bulk density	
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor	
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor	
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density	
3-02	色	—	Color	
	Pt-Co 色	6,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)	
	ASTM 色	6,000 円	ASTM color scale	
	Saybolt 色	6,000 円	Saybolt color scale	
	Gardner 色	8,000 円	Gardner color scale	
	加熱色	10,000 円	Color after heating	
3-03	水分	—	Water, Moisture	
	KF 法	7,000 円	Karl Fischer titration	
	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method	
	蒸留法	9,000 円	Distillation method	
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method	
3-04	塩分	—	Chloride	
	塩分 無機塩素, 比濁法, 導電率法 原油滴定法	15,000 円 20,000 円	Inorganic chloride Salt by potentiometric titration	
	全塩素分 (微量電量滴定法)	15,000 円	Total chloride	
	有機塩素 (ソジウムビフェニル法)	25,000 円	Organic chloride	
	電位差沈澱滴定法 (硝酸銀滴定法)	15,000 円	Potentiometry	
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography	
	イオン電極	10,000 円	Ion electrode	
	3-05	蒸留試験	—	Distillation
		常圧蒸留	8,000 円	Atmospheric distillation
水蒸気蒸留		15,000 円	Steam distillation	
減圧蒸留		28,000 円	Vacuum distillation	
G C 法 (~538℃)		30,000 円	Distillation by GC-ASTMD2887	
G C 法-原油 (~720℃)		50,000 円	Distillation by GC-ASTMD7169	
3-06	酸価・アルカリ価・中和価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality	
	電位差滴定法	10,000 円	Potentiometry	
	加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	12,000 円	Acidity after heating	

	分析項目	単価	英名
	硫黄分	—	Sulfur
3-07	比濁法	10,000 円	Turbidmetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	10,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	10,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	35,000 円	Bomb method
	亜硫酸定性	10,000 円	Sodium sulfurous
3-08	ガスクロ分析		Gas chromatography
	ガスクロマトグラフィー	20,000 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析 (GC-MS)	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS GC/GC-TOF/MS	80,000 円 100,000 円～	GC-MS (Solid-phase extraction) GC/GC-TOF/MS
3-09	純度	10,000 円 ～	Purity
3-10	水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
3-11	不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
3-12	臭い	7,000 円	Odor
3-13	過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
3-14	硫酸着色試験	10,000 円	Acid wash color
3-15	灰分	7,000 円	Ash
3-16	インヒビター	10,000 円	Inhibitor
3-17	ポリマー	10,000 円	Polymer
3-18	pH	4,000 円	pH
3-19	電気伝導度	8,000 円	Electric conductivity
3-20	不ケン化物	20,000 円	Non-saponificated matter
3-21	沸点 (平衡還流法)	12,000 円	Boiling point
3-22	融点 (試験管法)	15,000 円	Melting point (Testing tube method)
3-23	融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
3-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
3-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
3-26	溶媒不溶分 (ろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-27	UV 吸収, 光学密度	10,000 円	Ultraviolet absorption
3-28	カルボニル価	15,000 円	Carbonyl value
3-29	エステル価	25,000 円	Ester value
3-30	ケン化価	20,000 円	Saponification value
3-31	水酸基価	30,000 円～	Hydroxyl value
3-32	アセチル価	30,000 円～	Acetyl value
3-33	ヨードホルム生成物質	15,000 円	Aldehyde, Ketone
3-34	アンモニア	10,000 円	Ammonia
3-35	過酸化物	10,000 円	Peroxide
3-36	屈折率	5,000 円	Refractive Index

	分析項目	単価	英名
3-37	沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-38	アニリン点, 混合アニリン点	10,000 円～	Aniline point, Mixed aniline point
3-39	酸化安定度 (ボンベ法)	12,000 円	Oxydation stability
3-40	凝固点	10,000 円	Freezing point
3-41	発火点	100,000 円	Ignition point
3-42	混濁度	7,000 円	Turbidity
3-43	金属	10,000 円～	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
3-44	ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
3-45	ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000 円	Arsenic analysis
3-46	水銀 (水銀メータ)	15,000 円	Mercury analyzer
3-47	界面活性剤 (定性, 定量)	15,000 円	Surfactant
3-48	ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
3-49	界面張力	15,000 円	Surface tension
3-50	紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
	ガス検出		Gas detection
3-51	ガス検知管 (成分毎)	10,000 円	Gas detecting tube
	ガス検知メータ (成分毎)	10,000 円	Gas detector
	異臭分析 (定性分析)	70,000 円	Foreign odor (GC-MS)
	液クロ分析		
3-52	LC カラムクロマト	50,000 円	Column chromatography
	LC イオン交換カラムクロマト	15,000 円	Ion-exchange chromatography
	高速液体クロマトグラフィー	—	High performance liquid chromatography
3-53	高速液クロ (HPLC)	20,000 円～	HPLC
	サイズ排除クロマトグラフィー	30,000 円～	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
3-54	イオンクロマトグラフィー	15,000 円	Ion chromatography
	窒素	—	Nitrogen
3-55	ケルダール法	15,000 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	10,000 円	Volatile base nitrogen
	化学発光法	10,000 円	Chemiluminescence
3-56	発火点	100,000 円	Ignition point
	引火点	—	Flash point
3-57	タグ密閉法	6,000 円～	TCC (Tag closed tester)
	タグ開放法	6,000 円～	TOC (Tag open cup)
	クリーブランド開放法	6,000 円～	COC (Cleveland open cup)
	セタ密閉法	8,000 円～	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放法	8,000 円～	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	6,000 円～	Burning point, Fire point
3-58	自動滴定装置	—	Autotitration

	分析項目	単価	英名
	分極滴定	10,000 円	Polarization titration
	沈澱滴定	10,000 円	Precipitation titration
	電気滴定	10,000 円	Electrometric titration
	電位差滴定	10,000 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	10,000 円	Oxidation-reduction titration
3-59	赤外線吸収スペクトル分析	—	Infrared absorption spectrometry
	ATR 法	20,000 円	ATR method
	熱分解法	25,000 円	Pyrolysis IR
3-60	原子吸光光度計	—	Atomic absorption spectrometry
	フレイム	10,000 円	Flame method
	ファーネス	10,000 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation metho
	水銀 (金アマルガム法)	30,000 円	Mercury (Gold amalgam method)
3-61	発光分光光度計 (ICP)	—	ICP spectrometry
	元素毎	10,000 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
3-62	電子顕微鏡	—	Electron microscope
	走査型電子顕微鏡 (SEM)	25,000 円	Scanning electron microscope
	X線マイクロ分析 (EDX)	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
3-63	光学顕微鏡	—	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円～	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円～	Transmission method
	落射モード	15,000 円～	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円～	Phase contrast microscope
	微分干渉 (ノマルスキー式)	15,000 円～	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円～	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円～	Confocal microscope
3-64	熱分析	—	Thermal analysis
	熱重量-示差熱分析 (TG-DTA)	25,000 円～	Thermogravimetry Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析 (DSC)	25,000 円～	differential thermal analysis
3-65	粘度	—	Viscosity
	動粘度 (30℃～75℃)	7,000 円	Kinematic viscosity
	動粘度 (20℃以下 又は 80℃以上)	11,000 円	Kinematic viscosity
	絶対粘度	12,500 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計	15,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	19,000 円	Viscosity index

4. 石油分析（揮発油品確法に基づく分析）

揮発油（ガソリン）	試料量	単価	強制項目	表示項目
4-1-01 鉛	50ml	13,500 円	○	○
4-1-02 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
4-1-03 MTBE	10ml	9,000 円	○	○
4-1-04 ベンゼン	10ml	9,000 円	○	○
4-1-05 灯油混入	10ml	9,000 円	○	○
4-1-06 メタノール	10ml	9,000 円	○	○
4-1-07 エタノール	10ml	8,000 円	○	○
4-1-08 酸素量	10ml	8,000 円	○	○
4-1-09 実在ガム	100ml	9,000 円	○	○
4-1-10 色	50ml	2,200 円	○	○
4-1-11 オクタン価	1,200ml	30,000 円	—	○
4-1-12 密度	20ml	3,500 円	—	○
4-1-13 蒸留性状	150ml	7,000 円	—	○
4-1-14 銅板腐食	50ml	5,500 円	—	○
4-1-15 蒸気圧	100ml	11,000 円	—	○
4-1-16 酸化安定度	100ml	15,000 円	—	○
合計（消費税抜き）	1,900ml	158,100 円	86,100 円	158,100 円

灯油	試料量	単価	強制項目	表示項目
4-2-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
4-2-02 引火点	100ml	4,500 円	○	○
4-2-03 色（セーボルト）	50ml	4,000 円	○	○
4-2-04 蒸留性状	150ml	7,000 円	—	○
4-2-05 煙点	50ml	10,000 円	—	○
4-2-06 銅板腐食	100ml	5,500 円	—	○
合計（消費税抜き）	470ml	40,400 円	17,900 円	40,400 円

軽油	試料量	単価	強制項目	表示項目
4-3-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
4-3-02 セタン指数	150ml	3,500 円	○	○
4-3-03 蒸留性状	150ml	7,000 円	○	○
4-3-04 脂肪酸メチルエステル、トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-3-05 引火点（ペンスキーマルテンス法）	150ml	4,500 円	—	○
4-3-06 流動点	50ml	6,000 円	—	○
4-3-07 目詰まり点	50ml	12,500 円	—	○
4-3-08 10%残留炭素	200ml	12,500 円	—	○
4-3-09 動粘度	50ml	5,500 円	—	○
合計（消費税抜き）	830ml	91,900 円	50,900 円	91,900 円

BDF 混合軽油	試料量	単価	強制項目	表示項目
4-4-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○

4-4-02	セタン指数	150ml	3,500 円	○	○
4-4-03	蒸留性状 (90%留出温度)	150ml	7,000 円	○	○
4-4-04	脂肪酸メチルエステル, トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-4-05	メタノール	10ml	32,500 円	○	○
4-4-06	酸価	50ml	6,500 円	○	○
4-4-07	ギ酸, 酢酸及びプロピオン酸	10ml	22,000 円	○	○
4-4-08	酸価安定度	100ml	40,000 円	○	○
4-4-09	引火点 (PMCC 法)	150ml	4,500 円	—	○
4-4-10	流動点	50ml	6,000 円	—	○
4-4-11	目詰まり点	50ml	12,500 円	—	○
4-4-12	10%残留炭素	200ml	12,500 円	—	○
4-4-13	動粘度	50ml	5,500 円	—	○
合計 (消費税抜き)		1,000ml	192,900 円	151,900 円	192,900 円

重油		試料量	単価	強制項目	表示項目
4-4-01	硫黄分	10ml	9,400 円	○	—
4-4-02	反応 (無機酸)	100ml	3,500 円	○	—
合計 (消費税抜き)		110ml	12,900 円	12,900 円	—

5. 石油分析 (IS08217、船用燃料油 F0/MD0)

重油 (IS08217-2017)		試料量	Grade		Item (英名)
			RMA 10 ~ RMK 700		
5-1-01	密度 (振動式密度計法)	10ml	5,500 円		Density
5-1-02	動粘度 @50℃	50ml	7,000 円		Kinematic viscosity
5-1-03	CCAI	—	1,000 円		CCAI
5-1-04	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円		Sulfur
5-1-05	引火点 (PM)	150ml	6,000 円		Flash point (PM)
5-1-06	硫化水素	100ml	25,000 円		Hydrogen sulfide
5-1-07	酸価	100ml	8,000 円		Acid number
5-1-08	潜在トータルセジメント	30ml	15,000 円		Total sediment (potential)
5-1-09	残留炭素分 (マイクロ法)	10ml	6,000 円		Micro carbon residue
5-1-10	流動点	100ml	7,000 円		Pour point
5-1-11	水分 (蒸留法)	100ml	9,000 円		Water by distillation
5-1-12	灰分	10ml	7,000 円		Ash
5-1-13	バナジウム	30ml	10,000 円		Vanadium (V)
5-1-14	ナトリウム	30ml	10,000 円		Sodium (Na)
5-1-15	アルミニウムおよびケイ素	30ml	23,500 円		Aluminium plus silicon
5-1-16	カルシウム	30ml	10,000 円		Calcium (Ca)
5-1-17	亜鉛	30ml	10,000 円		Zinc (Zn)
5-1-18	リン	30ml	10,000 円		Phosphorus (P)
合計 (消費税抜き)		—	180,000 円		—

ディーゼル燃料油 (IS08217-2017)		試料量	Grade				Item (英名)
			DMX	DMA DFA	DMZ DFZ	DMB DFB	
5-2-01	動粘度 @40℃	50ml	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	Kinematic viscosity
5-2-02	密度 (振動式密度計法)	10ml	—	5,500 円	5,500 円	5,500 円	Density
5-2-03	セタン指数	110ml	14,500 円	14,500 円	14,500 円	—	Cetane index
5-2-04	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	Sulfur (S)
5-2-05	引火点 (PM)	150ml	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	Flash point (PM)
5-2-06	硫化水素	100ml	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-2-07	酸価	100ml	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	Acid number
5-2-08	実在トータルセジメント	15ml	—	—	—	10,000 円	Total sediment (Potential)
5-2-09	酸化安定度	400ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Oxydation stability
5-2-10	脂肪酸メチルエステル	10ml	—	30,000 円	30,000 円	30,000 円	Fatty acid methyl ester
5-2-11	10%残油の残留炭素分	10ml	12,500 円	12,500 円	—	—	10% carbon residue
5-2-12	残留炭素分 (マイクロ法)	5ml	—	—	6,000 円	6,000 円	Micro carbon residue
5-2-13	曇り点	50ml	7,000 円	—	—	—	Cloud point
5-2-14	流動点	100ml	—	7,000 円	7,000 円	7,000 円	Pour point
5-2-15	外観	500ml	3,000 円	2,200 円	—	—	Appearance
5-2-16	灰分	10ml	—	—	7,000 円	7,000 円	Ash
5-2-17	潤滑性(HFRR)	10ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Lubricity (HFRR)

6. 石油分析 (軽油等)

軽油等		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
6-01	密度 (振動式密度計法)	5ml	5,500 円	Density by digital density meter	K 2249	D 4052 D 5002	ISO 12185	365
6-02	密度 (ふひょう法)	500ml	7,000 円	Density by hydrometer	K 2249	D 1298	ISO 3675	160
6-03	API 度 @60 ° F (計算のみ)	5ml	1,000 円	API gravity @60 ° F	K 2249	D 1250	—	—
6-04	外観	1,000ml	3,000 円 ~	Appearance	—	D 4176-1	—	—
6-05	動粘度	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity	K 2283	D 445	ISO 3104	—
6-06	外観 (ヘイズレイトレーティング)	1,000ml	3,000 円	Appearance (Haze rating)	—	D 4176-2	—	—
6-07	色 (ASTM)	50ml	4,000 円	Color	K 2580	D 1500 D 6045	ISO 2049	196
6-08	セタン価	4,000ml	60,000 円	Cetane number	K 2280	D 613	ISO 5165	41
6-09	セタン指数 (計算のみ)	200ml	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)	K 2280	D 4737	ISO 4264	380

軽油等		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
6-10	セタン指数 (測定込み)	1,000ml	14,500 円	Cetane Index (including measurement of properties)	K 2280	D 976	ISO 4264	-
6-11	ディーゼル指数	20ml	16,500 円	Diesel index	-	-	-	-
6-12	蒸留性状 (常圧)	100ml	8,000 円	Distillation	K 2254	D 86	ISO 3405	123
6-13	蒸留性状 (ガスクロ法)	10ml	25,000 円	Biling range distribution by gas chromatography	K 2254 (参考)	D 2887	ISO 3924	406
6-14	引火点 (PM)	250ml	6,000 円	Flash-Point by PM Closed Cup Tester	K 2265-3	D 93	ISO 2719	34
6-15	硫黄分 (酸価分解・紫外蛍光法)	5ml	10,000 円	Sulfur by Ultraviolet Fluorescencel	K 2541-6	D 5453	ISO 20846	490
6-16	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	Sulfur by EDX	K 2541-4	D 4294	ISO 8754	336
6-17	曇り点	45ml	7,000 円	Cloud point	K 2269	D 2500	ISO 3015 EN 23015	219
6-18	目詰まり点 (CFPP)	50ml	13,000 円	Cold filter plugging point	K 2288	D 6371	EN 116	309
6-19	流動点	100ml	7,000 円	Pour point	K 2269	D 97 D 5950	ISO 3016	15
6-20	10%残留炭素分 (コンラドソン法)	200ml	13,000 円	Conradoson carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 189	ISO 6615	13
6-21	10%残留炭素分 (ミクロ法)	200ml	13,000 円	Micro carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 4530	ISO 10370	398
6-22	10%残留炭素分 (ラムスボトム法)	200ml	19,000 円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue	-	D 524	-	14
6-23	灰分	100ml	7,000 円	Ash	K 2272	D 482	ISO 6245	4
6-24	芳香族分および多環芳香族分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatic hydrocorbons (and Polyaromatic hydrocorbons) HPLC	-	D 6591	EN 12916	391
6-25	芳香族分および多環芳香族分 (超臨界クロマト法)	-	50,000 円	Aromatic hydrocorbons (and Polyaromatic hydrocorbons) SFC	-	D 5186	-	-
6-26	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法)	50ml	30,000 円	Hydrocarbon typeanalysis	JPI-5S-49	-	-	-
6-27	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法)	50ml	42,500 円	Hydrocarbon typeanalysis	JPI-5S-49	-	-	-

軽油等	試料量	単価	Gas oil	対応規格				
				JIS	ASTM	EN/ISO	IP	
	密度、動粘度込み							
6-28	導電率	300ml	8,000 円	Electric conductivity	K 2276	D 2624	ISO 6297	274
6-29	銅板腐食試験	50ml	6,000 円	Copper corrosion	K 2513	D 130	ISO 2160	154
6-30	潤滑性 (HFRR)	50ml	40,000 円	Lubricity HFRR	JIP-5S-50	D 6079	EN 12156-1	450
6-31	強酸価 (指示薬法)	100ml	10,000 円	Strong acid number (Color indicator)	K 2501	D 974	ISO 6618	136
6-32	酸価 (電位差滴定法)	40ml	8,000 円	Acid number (Electric titration)	K 2501	D 664	ISO 6619	177
6-33	酸価 (指示薬法)	100ml	8,000 円	Acid number (Color indicator titration)	K 2501	D 974	ISO 6618	139
6-34	全塩素	10ml	15,000 円	Total chlorine	-	D 5808	-	-
6-35	窒素分 (化学発光法)	10ml	10,000 円	Nitrogen	K 2609	D 4629	-	-
6-36	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability	-	D 2274	EN ISO 12205	388
6-37	High temperature stability (90 minnute @150℃)	500ml	25,000 円	High temperature stability	-	D 6468	-	-
6-38	きょう雑物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter	-	D 6217	ISO 15167 EN 12662	440
6-39	セジメント (抽出セジメント)	20ml	20,000 円	sediment by extraction	-	D 473	ISO 3735	53
6-40	セジメント (ろ過法)	100ml	9,000 円	sediment by menblene filtration	-	D 4807	-	-
6-41	水泥石分	100ml	9,000 円	Water and sediment	K 2601	D 2709	ISO 3734	-
6-42	水分(KF式, 電量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by coulometric titlation	K 2275	D 6304	ISO 12937	438
6-43	水分(KF式, 容量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by volumetic Karl-Fisher titlation	K 2275	D 1744	ISO 6296	439
6-44	水分(蒸留法)	100ml	9,000 円	Water by distillation	K 2275	D 95 D 4006	ISO 3733	74
6-45	脂肪酸メチルエステル (FAME)	100ml	30,000 円	FAME content	-	-	EN 14078	-

軽油等	試料量	単価	Gas oil	対応規格				
				JIS	ASTM	EN/ISO	IP	
6-46	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency	-	D 2068	-	387
6-47	総発熱量	50ml	10,000 円	Gross Caloric Value	K 2279	D 4809 D 4868	ISO 15911	355
6-48	真発熱量 (計算のみ)	50ml	1,000 円	Net Caloric Value (calculation)	K 2279	D 4529 D 4868	ISO 3648	381
6-49	微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count	-	-	-	385
6-50	硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide	-	-	-	570

7. 石油分析

7-1. ジェット燃料油

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 14		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
7-1-01	外観	50ml	3,000 円	Visual appearance
7-1-02	色	100ml	6,000 円	Colour
7-1-03	きょう雑物 (重量法)	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
7-1-04	きょう雑物 (粒度分布)	400ml	28,000 円	Particulate count (IP 564)
7-1-05	酸価	20ml	8,000 円	Total acidity
7-1-06	芳香族 (蛍光指示薬法)	10ml	30,000 円	Aromatics
7-1-07	全芳香族 (HPLC 法)	10ml	30,000 円	Total aromatics
7-1-08	硫黄分	10ml	10,000 円	Sulphur, total
7-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, Mercaptan
7-1-10	ドクターテスト	10ml	10,000 円	Doctor Test
7-1-11	蒸留性状	100ml	8,000 円	Distillation
7-1-12	引火点	110ml	6,000 円	Flash point
7-1-13	密度 @15°C	5ml	5,500 円	Density at 15 ° C
7-1-14	析出点	50ml	10,000 円	Freezing point
7-1-15	動粘度 @-20°C	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20 ° C
7-1-16	煙点	20ml	10,000 円	Smoke point
7-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes
7-1-18	発熱量 (計算のみ)	0ml	1,000 円	Specific energy (Calculation)
7-1-19	銅板腐食 @50°C, 3h	50ml	6,000 円	Copper strip@50°C, 3h
7-1-20	熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
7-1-21	実在ガム(空気法)	50ml	9,000 円	Existent gum (Air)
7-1-22	実在ガム(水蒸気法)	50ml	20,000 円	Existent gum (Steam)
7-1-23	水分離指数 (MSEP)	50ml	25,000 円	Microseparometer (MSEP)
7-1-24	導電率	300ml	8,000 円	Electrical conductivity
7-1-25	脂肪酸メチルエステル	10ml	68,000 円	Fatty acid methyl ester (FAME)

7-2. 成分分析

成分分析	試料量	単価	Petroleum component analysis

7-2-01	FIA 分析	50ml	50,000 円	FIA analysis
7-2-02	PONA 分析	5ml	50,000 円	PONA analysis
7-2-03	PIONA 分析	5ml	50,000 円	PIONA analysis
7-2-04	SARA 分析 (TLC-FID)	10ml	55,000 円	SARA analysis (TLC-FID)
7-2-05	SARA 分析 (カラムクロマト法)	10ml	50,000 円	SARA analysis (Column Chromatography)
7-2-06	アスファルテン	10ml	14,000 円	Asphaltenes
7-2-07	レジン	10ml	50,000 円	Resin
7-2-08	ワックス	5ml	30,000 円	Wax
7-2-09	トータルセジメント (実在)	50ml	10,000 円	Total sediment (existent)
7-2-10	トータルセジメント (潜在)	50ml	15,000 円	Total sediment (potential)
7-2-11	トータルセジメント (TSA)	50ml	15,000 円	Total sediment (accelerated)
7-2-12	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度別	30ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Excluding measurement of density and viscosity
	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度込み	300ml	42,500 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Including measurement of density and viscosity
7-2-13	芳香族分 (軽油, HPLC 法)	30ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Gas oil
7-2-14	芳香族分 (航空燃料油, HPLC 法)	30ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Jet fuel oil
7-2-15	芳香族分 (超臨界クロマト法)	300ml	50,000 円	Aromatics by Supercritical Fluid Chromatography
7-2-16	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	300ml	60,000 円	Petroleum content in lubrication oil
7-2-17	アニリン点	20ml	10,000 円	Organic chloride in crude oil
7-2-18	環分析 (n-d-m 法)	200ml	30,000 円	Heavy metal (Lead)
7-2-19	有機塩素 (原油)	1000ml	50,000 円	Organic chloride in crude oil
7-2-20	重金属 (鉛)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Lead)
7-2-21	重金属 (ヒ素)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Arsenic)
7-2-22	ガスクロ蒸留 (原油)	50ml	50,000 円	Simulated distillation by GC (Crude oil)
7-2-23	ガソリン中の含酸素成分分析	5ml	60,000 円	ASTM D4815 (GC method)
7-2-24	ガソリン中のベンゼン分析	5ml	60,000 円	ASTM D3606 (GC method)
7-2-25	ガソリン中の芳香族分析	5ml	60,000 円	ASTM D5580 (GC method)
7-2-26	ナフサ中の微量含酸素成分分析	10ml	250,000 円	ASTM D7423 (GC method)
7-2-27	スポットテスト	100ml	6,000 円	ASTM D4740

	(Cleanliness)			
7-2-28	スポットテスト (compatibility)	200ml	15,000 円	ASTM D4740

7-3. 潤滑油

潤滑油		試料量	単価	Grease (Grade 1)
7-3-01	酸価	40ml	8,000 円	Acid value
7-3-02	塩基価	40ml	8,000 円	Base number
7-3-03	引火点 (COC 法)	160ml	6,000 円	Flash point
7-3-04	軽油希釈率	50ml	15,000 円	Gas Oil Diluent in Engine Oils
7-3-05	ガソリン希釈率	10ml	15,000 円	Gasoline Diluent in Engine Oils
7-3-06	水分 (KF 気化法)	20ml	9,000 円	Water content (water vaporizer method)
7-3-07	ペンタン不溶分 (A 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-08	凝集ペンタン不溶分 (B 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円	Toluene insolubles
7-3-10	動粘度 @ 40°C	40ml	7,000 円	Kinematic viscosity 40°C
7-3-11	動粘度 @ 100°C	50ml	11,000 円	Kinematic viscosity 100°C
7-3-12	粘度指数 (粘度測定 2 点含む)	80ml	19,000 円	Viscosity index
7-3-13	汚染度 (質量法)	100ml	10,000 円	Contaminants by gravimetric method
7-3-14	ISO コード	100ml	12,000 円	ISO code

7-4. アスファルト・ピッチ・クレオソート油

アスファルト・ピッチ・クレオソート油		試料量	単価	Item (英名)
7-4-01	軟化点 (環球式)	200g	15,000 円	Softning point
7-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
7-4-03	密度 @ 15°C	100g	20,000 円	Density at 15 ° C
7-4-04	トルエン不溶分	50g	10,000 円	Toluene insolubles
7-4-05	キノリン不溶分	50g	10,000 円	Quinoline insolubles
7-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
7-4-07	ワックス	300g	30,000 円	Wax content
7-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
7-4-09	コークス残分	50g	25,000 円	Cokes rersidue

8. 異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item (英名)
8-01	光学顕微鏡観察	1ml	10,000~ 30,000 円	Optical Microscope
8-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	20,000 円	Infrared absorbance spectrometry
8-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	25,000 円	SEM-EDX analysis

8-04	熱分析 (TG-DTA, DSC)	1ml	25,000 円～	Thermal analysis
8-05	X線回折	2ml	25,000 円	X-ray Diffraction
8-06	ICP 分析 (金属分析等)	20ml	35,000 円	ICP analysis
8-07	溶解性試験	10ml	20,000 円	Solubility test
8-08	pH, 酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
8-09	ガスクロマトグラフ分析	5ml	15,000～ 20,000 円	Gas chromatography
8-11	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円～	Gas chromatography - Mass spectrometry
8-12	GC×GC-TOFMS 分析	5ml	100,000 円 ～	GC×GC Time of Flight Mass Spectrometry
8-13	高速液体クロマトグラフィー	5ml	25,000 円～	High performance chromatography
8-14	異臭分析	10ml	70,000 円～	Foreign odor analyss
8-15	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
8-16	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluorescence spectrometry
8-17	前処理各種	10ml	10,000 円～	Pretreatment
8-18	諸経費 (データ解析・報告書作成等)	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs
合計 (消費税別途)			—	平均的な費用 (60,000 円～120,000 円)

9. 軽油混入成分 (軽油引き取り税)

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
9-01	クマリン含有量	50ml	20,000 円	Optical Microscope
90-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
90-03	蒸留試験	100ml	7,000 円	Distillation
9-04	密度	20ml	3,500 円	Density
9-05	外観・色調	—	2,200 円	Appearance, Color
9-06	硫黄分	5ml	9,400 円	Sulfur
9-07	灯油混入量	100ml	9,000 円	Kerosene fraction content
9-08	A重油混入量	20ml	25,000 円	Diesel oil content
9-09	サンプル写真	—	2,000 円	Photograph
合計 (消費税別途)			88,100 円	—

10. 脂肪酸メチルエステル (FAME)

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	日本産業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
10-01	エステル分	5ml	15,000 円	EN 14103	EN 14103
10-02	密度@15℃	10ml	5,500 円	JIS K 2249	EN ISO 12185

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	日本産業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
10-03	動粘度@40℃	50ml	7,000 円	JIS K 2283	EN ISO 3104
10-04	引火点	50ml	6,000 円	JIS K2265	EN ISO 3679
10-05	硫黄分	150ml	10,000 円	JIS K 2541	EN ISO 20846
10-06	10% 残油の残留炭素分	220ml	33,500 円	JIS K 2270	EN ISO 10370
10-07	セタン価	30,000ml	60,000 円	JIS K 2280	EN ISO 5165
10-08	硫酸灰分	80ml	10,000 円	JIS K 2272	ISO 3987
10-09	水分	100ml	7,000 円	JIS K2275	EN ISO 12937
10-10	固形不純物	500ml	10,000 円	EN 12662	EN 12662
10-11	銅板腐食試験@50℃, 3h	50ml	6,000 円	JIS K 2513	EN ISO 2160
10-12	酸化安定性	10ml	20,000 円	当事者間の合意	EN 14112
10-13	酸価	50ml	8,000 円	JIS K 2501	ISO 14104
10-14	ヨウ素価	10ml	12,000 円	JIS K 0070	ISO 14111
10-15	リノレン酸メチル	5ml	15,000 円 ～(注1)	EN 14103	EN 14103
10-16	メタノール	15ml	15,000 円 ～	EN 14110	EN 14110
10-17	モノグリセライド, ジグリセライド, トリグリセライド, 遊離グリセリン, 全グリセリン	5ml	25,000 円 ～	EN 14105	EN 14105
10-18	金属 (Na+K)	10ml	20,000 円	EN 14108	EN 14108
10-19	金属 (Ca+Mg)	10ml	20,000 円	EN 14538	EN 14538
10-20	りん	5ml	10,000 円	EN 14107	EN 14107
10-21	低温流動性(注2)	50ml	22,500 円	当事者間の合意	—
10-22	多価不飽和脂肪酸	5ml	38,000 円 ～	—	EN 15779

注1) エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注2) 低温流動性は、当事者間の合意で実施します。一例として、試料を使用してB5軽油を調整後に流動点および目詰まり点(CFPP)を実施する場合の料金を記載します。

1 1 . 消防法危険性評価

第 4 類関連 (引火性液体)		試料量	単価	備考
11-01	液状確認 (1点)	100ml	10,000 円	
11-02	引火点 (タグ密閉法)	200ml	30,000 円	
11-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml	30,000 円	
11-04	引火点 (クリーブランド開放法)	300ml	30,000 円	
11-05	動粘度	500ml	18,000 円	引火点と同温度で測定
11-06	燃焼点	200ml	30,000 円	
11-07	可燃性液体量	100ml	100,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
11-08	沸点	200ml	20,000 円	
11-09	発火点	50ml	60,000 円	
11-10	水溶性	100ml	10,000 円	
第 2 類関連 (引火性固体)		試料量	単価	備考
11-11	引火点 (セタ密閉法)	50g	30,000 円	
11-12	小ガス炎着火試験	100g	20,000 円	

指定可燃物関連 (可燃性液体, 可燃性固体)		試料量	単価	備考
11-13	引火点 (セタ密閉法)	50ml, g	30,000 円	
11-14	融点	50ml, g	20,000 円	
11-15	発熱量	50ml, g	30,000 円	

1 2 . 油脂および油脂原料

分析項目	単価	英名
12-01 油分	7,000 円	Oil content
12-02 脂肪 (粗脂肪)	7,000 円	Crude fat
12-03 水分	—	Moisture
12-04 カールフィッシャー法	7,000 円	Karl Fischer titration
12-05 加熱乾燥法	7,000 円	Drying method
糖分	—	Sugar
全糖分	15,000 円	Total sugar
12-06 転化糖	15,000 円	Invert sugar
還元糖分	30,000 円	Reducing sugar
糖度	10,000 円	Polarization
デンプン	9,000 円	Starch
12-07 繊維 (粗繊維)	9,000 円	Crude fiber
窒素化合物	—	Nitrogen component
タンパク質 (粗タンパク質)	6,000 円	Crude protein
12-08 窒素	6,000 円	Nitrogen
アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
アンモニア	10,000 円	Ammonia
尿素	10,000 円	Urea
ホルマリン	10,000 円	Formalin
12-09 可溶性無窒素物 =水分+粗タンパク質+粗脂肪 +粗繊維+粗灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
12-10 灰分	7,000 円	Ash
12-11 塩分	15,000 円	Chloride
12-12 酸価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
12-13 水溶性酸価	9,000 円	Water soluble acids
12-14 遊離脂肪酸	10,000 円	Free fatty acids of extracted oil
12-15 脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
12-16 引火点	6,000 円	Flash point

	分析項目	単価	英名
12- 17	燃焼点	6,000 円	Burning point, Fire point
12- 18	凝固点	10,000 円	Freezing poion
12- 19	屈折率	5,000 円	Refractive Index
12- 20	動粘度	7,000 円	Kinemtic viscosity
12- 21	エステル価	25,000 円	Ester value
12- 22	ケン化価	20,000 円	Saponificaion value
12- 23	不ケン価物	20,000 円	Non-saponificated matter
12- 24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
12- 25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
12- 26	水酸基価・アセチル価	30,000 円～	Hydroxyl value
12- 27	過酸化物	10,000 円	Peroxide
12- 28	ふるい分け試験		Sieve test
	ふるい 3 枚まで	10,000 円	Base cost
	4 枚以上 1 枚につき	3,000 円	For every additional screen
12- 29	色	—	Color
	ガードナー色	6,000 円	Gardner color scale
	ロビボンド色	10,000 円	Lovibond color
12- 30	金属	—	Metal
	ヒ素	15,000 円～	Arsenic
	水銀	15,000 円～	Mercury
	リン	10,000 円～	Phosphorous
	カリウム	10,000 円～	Potassium
	ナトリウム	10,000 円～	Sodium
	カルシウム	10,000 円～	Calsium

(12) 検 量 料 金
(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

令和6年11月時点

- 1) 適用範囲
この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

- 2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

品 目	金 額
一般貨物	1トンにつき 238.20円

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラ一等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

品 目			金 額
一 般 貨 物			1トンにつき 196.50円
元 地 袋 入	穀類		1トンにつき 226.90円
	ふすま・魚粉等		1トンにつき 340.90円
撒揚袋詰め穀飼類			1トンにつき 173.60円
棉 花 類	アメリカ産, アフリカ産及びこれらに準ずるもの		1トンにつき 538.90円
	インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		1トンにつき 302.90円
冷凍品・冷蔵品			1トンにつき 379.10円
銑鉄			1トンにつき 123.80円
鉄屑・非鉄金属鉱石			1トンにつき 147.10円
特 定 貨 物	木 材	水面貨物	南洋材 1トンにつき 172.00円
			米材・ニュージーランド材・刳一材 1トンにつき 220.10円
			北洋材 1トンにつき 294.00円
	陸上貨物	南洋材	1トンにつき 273.60円
		米材・ニュージーランド材・刳一材	1トンにつき 292.60円
		北洋材	1トンにつき 340.60円
撒 貨 物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	1トンにつき 150.10円
		ホップースケールによる場合	1トンにつき 67.00円
	穀飼類	トラックスケールによる場合	1トンにつき 150.10円
		ホップースケールによる場合	1トンにつき 47.00円

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬期作業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3ヶ月以上の長期契約があること。

ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

ハ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量10万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 2,823円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,391円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 3,035円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,721円

本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(13) 鑑 定 ・ 検 査 別 掲 料 金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

(一財)新日本検定協会 TEL 03(3449)2611

平成3年6月28日認可
令和6年11月 時点

1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

① 往復に要する日数 毎1日につき……………21,100円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ……………13,100円

②新市域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は

それぞれ毎1日につき……………12,000円

2) 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

① 宿泊料(日当を含む)1日につき……………17,000円

② 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃)……………実費

3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

(14) 船積・陸揚貨物検量別掲料金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

(株)シンケン TEL 03(3790)0943

1) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

① 出張料金

イ 都・市内(船積貨物検量指定場所以外)1場所1回につき 1,560円

ロ 事務所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎1日 …………… 1口につき

ただし、出発及び帰着の日は夫々 …………… 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき …… 9,800円

② 宿泊料(日当を含む)1日につき…………… 17,000円

③ 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃)…………… 実費

2) 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000円以上を申し受けます。

(15) 船積貨物警備料金

全日本ワッチマン業協会 TEL 045(664)3397

平成7年12月1日 実施

I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1口につき 単位円)

項目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金	17,000	35,000
本船船艙警備料金		
舁運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

- 注) ① 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。
② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。
③ 前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。
④ 一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
(ロ) 「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。
(ハ) 「貨物集積場警備」はコンテナヤード、ライナーバース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2 割増料金

日曜日、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

3 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは基本料金の5割、それ以後は10割を申し受けます。

【備考】(イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時迄とします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

4 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼間	60円	52円
半夜	60円	52円
全夜	120円	104円

5 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位にて四捨五入します。

6 その他

- (1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- (5) 基本料金（注）④項について、密航者、上陸禁止監視業務等、特殊警備業務については適用しません。
- (6) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

（16） 船積貨物固定区画料金

横浜港運関連事業協会 TEL 045(201)2196

平成7年12月1日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

品目	セキュアリング	作業標準
コンテナ	1個につき 3,259 ～ 3,247円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1トシにつき 251 ～ 250円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類 (1個当たり5トシ未満のもの)	1トシにつき 425 ～ 424円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1個当たり5トシ以上のもの)	1トシにつき 333 ～ 332円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	1トシにつき 213円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径12インチ以上のもの)	1トシにつき 269 ～ 268円	ラッシング及びショアリング
小型車両	1台につき 1,194 ～ 1,190円	ロープ又はゲージワイヤーによる4点ラッシング

注) 上記基本料金は、チェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

2 割増料金

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	23,461 ～ 23,373 円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	36,495 ～ 36,358 円

4 最低料金

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	186,123 ~185,420 円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	186,123 ~185,420 円

5 コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積み付ける船積貨物を固定する作業料金は、次のとおりとします。
(1個につき、単位 円)

区分	1口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	2人	8,117 ~ 8,086円	12,176 ~12,129円
フラットコンテナ	2人	12,987 ~12,980円	19,481 ~19,471円

注) 当該作業において、前項に掲げる、2の割増料金、3の待機料金、及び4の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6 分担金等

品目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ (1個につき)	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車・雑貨類・ 機械類・鋼材類 (1トにつき)	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車両 (1台につき)	4円48銭	2円47銭	3円92銭

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は、固定区画作業を行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- (2) ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用は次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

5 諸料金

(1) 待機料金

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。但し、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(6人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業の「待機料金」とします。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港湾関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

① 作業手配取消の場合

ア 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

イ 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

② 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(6人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

7 その他

(1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

(5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り決め、又は、慣習によります。

(17) 荷直・荷造料金

横浜港運関連事業協会 TEL 045(201)2196

平成7年12月1日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1) 荷直料金 (1トンにつき、単位 円)

区 分	金 額
船内荷直料金	216 ~ 214
沿岸荷直料金	649 ~ 643

(2) 沿岸荷造料金

① 本船接岸、はしけ揚撒貨物料金 (1トンにつき、単位 円)

品 名	金 額
小麦、米	898 ~ 891

② コンテナ詰の撒貨物料金 (1トンにつき、単位 円)

荷姿	品 名	バン卸し袋詰	バンよりベルト揚袋詰
麻袋	メイズ、大豆、雑豆	1,415~1,404	2,487~2,467
	ヘイキューブ	2,407~2,389	
フレコン	メイズ、大豆、雑豆	3,108~3,084	4,432~4,398
	ヘイキューブ	4,246~4,214	

注1) 39g未満の袋詰作業については委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

2 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

(1口につき、単位 円)

昼夜区分	種類	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)		7,802 ~ 7,742	15,603 ~ 15,484
半 夜 (16時30分から21時30分まで)		12,137 ~ 12,045	24,274 ~ 24,090

4 最低料金 (1口につき、単位 円)

昼夜区分	種類	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)		61,891 ~ 61,419	123,782 ~ 122,839
半夜 (16時30分から21時30分まで)		61,891 ~ 61,419	123,782 ~ 122,839

5 分担金等 (1トンにつき)

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75銭	41銭	66銭
沿岸荷直料金	2円24銭	1円24銭	1円96銭
沿岸荷造料金	4円	1円50銭	3円50銭

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に8%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- (2) 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- (3) 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜作業割増
16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日作業割増
日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

5 諸 料 金

(1) 待機料金

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業の「待機料金」とします。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

① 作業手配の取消の場合

ア 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

イ 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

② 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止、又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

6 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金額にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

7 そ の 他

- (1) 荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

10. 普通倉庫保管料金

神奈川倉庫協会 TEL 045(201)2296

普通倉庫保管料金については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問い合わせください。

11. サイロ倉庫保管料金

神奈川倉庫協会 TEL 045(201)2296

サイロ倉庫保管料金については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問い合わせください。

12. 普通倉庫荷役料金

神奈川倉庫協会 TEL 045(201)2296

普通倉庫荷役料金については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問い合わせください。

13. 船内清掃料金

横浜港運関連事業協会 TEL 045(201)2196

平成7年12月1日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき単位 円)

前積貨物名		種 類	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼 鉱石 肥料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	56.90 ~ 56.71	83.20 ~ 82.89
	石炭、鉄鉱石、燐鉱石、 ボーキサイト、飼料用ペレット、 塩漬獣皮、塩蔵魚	60.50 ~ 60.31	94.10 ~ 93.81
	黒鉛、セメント、亜鉛鉱、 ニッケル鉱、オイルコークス、 ピッチ、銅鉱石	80.20 ~ 79.92	119.00 ~ 118.61

2 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

(1口時間につき 単位 円)

種 類	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼夜区分		
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	54,785 ~ 54,579	66,521 ~ 66,271
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	85,226 ~ 84,906	103,474 ~ 103,085

4 最低料金

(1口時間につき 単位 円)

種 類	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼夜区分		
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	434,627 ~ 432,981	527,733 ~ 525,735
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	434,627 ~ 432,981	527,733 ~ 525,735

5 分 担 金

(1トンにつき)

前積貨物名		種 類	港湾福利 分 担 金	港労法付加金		労働安定 基 金
				普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉍 礦石 肥 料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄		25	銭 8	銭 15	銭 22
	石炭、鉄鉍石、磷鉍石、 ボーキサイト、飼料用ペレット、 塩漬獣皮、塩蔵魚			8	15	
	黒鉛、セメント、亜鉛鉍、 ニッケル鉍、オイルコークス、 ピッチ、銅鉍石			15	15	

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この倉内清掃料金は倉内清掃又はタンククリーニング作業を行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- (2) 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

3 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。また、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜作業割増
16時30分から21時30分の間における作業については、所定の半夜作業割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日作業割増
日曜日・祝祭日における作業については、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

5 諸 料 金

(1) 待機料金

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。但し、その事由が港湾関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗・ソーダスト清掃17人、タンククリーニング20人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

① 作業手配の取消の場合

ア 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

イ 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

② 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止、又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。なお、作業構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

6 料金の計算方

(1) 艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対して適用し、容積は1.133m³をもって1トンとします。

(2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000トン未満	1.6
5,000トン以上20,000トンまで	1.6 ~ 1.0 (1,000トンを増す毎に係数を0.04ずつ減ずる)
20,000トン	1.0 (基本料金)
20,000トン以上40,000トンまで	1.0 ~ 0.8 (1,000トンを増す毎に係数を0.01ずつ減ずる)
40,000トン以上50,000トンまで	0.8 ~ 0.6 (1,000トンを増す毎に係数を0.02ずつ減ずる)
50,000トン以上	0.6

(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

7 その他

(1) 荒・雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

(5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。

(6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。

(7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には実費を申し受けます。

(8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

14. 貨物自動車計量料金

(一財) 横浜港湾貨物計量協会 TEL 045(201)9045

令和7年11月1日現在

1 計量料金

(計量1回につき)

重量	料金	消費税	重量	料金	消費税
5トン未満	1,800円	180円	45トン以上 50トン未満	4,400円	440円
5トン以上 10トン未満	2,000円	200円	50トン以上 55トン未満	5,400円	540円
10トン以上 15トン未満	2,200円	220円	55トン以上 60トン未満	6,300円	630円
15トン以上 20トン未満	2,600円	260円	60トン以上 65トン未満	7,300円	730円
20トン以上 25トン未満	2,800円	280円	65トン以上 70トン未満	8,500円	850円
25トン以上 30トン未満	3,100円	310円	70トン以上 75トン未満	9,400円	940円
30トン以上 35トン未満	3,300円	330円	75トン以上 80トン未満	10,600円	1,060円
35トン以上 40トン未満	3,600円	360円	80トン以上 85トン未満	11,100円	1,110円
40トン以上 45トン未満	3,900円	390円	85トン以上 90トン未満	11,400円	1,140円

※ 上記計量料金は、1回計量の料金となります。

※ 計量料金には消費税がかかります。

※ 計量料金は、軽減税率対象ではありません。

2 計量時間

平日午前8時30分から午後5時まで (但し土曜日は正午まで)

3 割増料金

日曜・祭日及び時間外の場合は本料金の5割増

4 二度掛の場合は2回分の料金を申し受けます。

15. 通関業務料金最高額表

(一社) 日本通関業連合会 TEL 03(3508)2535

平成29年10月8日 通関業法の基本通達が改正され、通関業務料金の最高額表は廃止となりました。今後、通関業務料金は各通関業者が個々に設定することになりますので、通関業者に依頼する際は事前にご確認下さい。

16. 国際大型コンテナを運送する場合の運賃料金

(一社) 神奈川県トラック協会 TEL 045(471)8882

一般貨物自動車運送事業における国際大型海上コンテナを運送する場合の運賃料金につきましては、届出運賃となっておりますので、各事業者へ個別にお問い合わせください。

川崎港港湾料率表

令和7年度

編集・発行 川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

川崎市川崎区宮本町1

TEL 044(200)2111(代)